

「赤平市水防計画」 新旧対照表

頁	変更	現行	変更理由
1	<p style="text-align: center;"><b>第1章 総則</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第1節 目的</b></p> <p>この計画は、水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）第33条の規定に基づき、本市の水防事務の円滑な実施のために必要な事項を規定し、洪水に際し、水災を警戒し、防ぎよし、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。</p> <p style="text-align: center;"><b>第2節 用語の定義</b></p> <p>主な水防用語の意義は次のとおりである。</p> <p>(1) 水防管理団体 水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（法第2条第1項）。</p> <p>(2) 指定水防管理団体 水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう（法第4条）。</p> <p>(3) 水防管理者 水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう（法第2条第2項）。</p> <p>(4) 消防機関 消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第2条第3項）。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第1章 総則</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第1節 目的</b></p> <p>この計画は、水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）第32条の規定に基づき、本市の水防事務の円滑な実施を推進するために必要な事項を規定し、洪水その他による水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減することを目的とする。</p> <p>新設</p>	<p>H22.2.17 道水防計画修正による変更以降、節繰り下げ</p>

頁	変更	現行	変更理由
1	<p>(5) 消防機関の長 消防本部を置く市町村にあっては消防長を、消防本部を置かない市町村にあっては消防団の長をいう（法第2条第4項）。</p> <p>(6) 量水標管理者 量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう（法第2条第6項、法第10条第3項）。</p> <p>(7) 洪水予報（指定河川） 流域面積が大きい河川であって、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるとして国土交通大臣又は都道府県知事が指定した河川（洪水予報指定河川）について、気象庁及び国土交通省又は都道府県の機関が共同して、洪水のおそれの状態を基準地点の水位又は流量を示して行う洪水の予報をいう（法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項及び第3項）。</p> <p>(8) 水防警報（指定河川等） 洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるとして国土交通大臣又は都道府県知事が指定し、公示した河川、湖沼又は海岸（水防警報指定河川等）について、国土交通大臣又は知事が、洪水又は高潮等によって災害が起こるおそれがあると認められるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第2条第7項、法第16条）。</p> <p>(9) 水位周知河川（指定河川） 洪水予報指定河川以外の河川で、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた水位に達したとき、水位又は流量を示して行う通知及び周知をいう（法第13条）。</p>		

頁	変更	現行	変更理由
1	<p>(10) 水防団待機水位（通報水位）</p> <p>洪水又は高潮のおそれがある場合に、関係者に通報しなければならない水位であり、量水標の設置されている地点ごとに知事が定めるもので、各水防機関が水防体制に入る水位（法第12条第1項に規定される通報水位（指定水位））をいう。</p>		
2	<p>(11) はん濫注意水位（警戒水位）</p> <p>水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通大臣又は都道府県知事が定める水位をいう（法第12条第2項に規定される警戒水位）。</p>		
	<p>(12) 避難判断水位（特別警戒水位）</p> <p>はん濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位、市町村長の避難勧告等の発令判断の目安、住民の避難判断の参考となる水位をいう（法第13条第1項及び第2項に規定される特別警戒水位）。</p>		
	<p>(13) はん濫危険水位</p> <p>洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じるはん濫のおそれがある水位をいう。</p>		
	<p style="text-align: center;"><b>第3節 水防の責任及び処理すべき事務又は業務の大綱</b></p> <p>1 水防の責任</p> <p>(1) 赤平市の水防責任</p> <p>市は、その区域における水防を十分に果たす責任を有する（法第3条）。</p> <p>(2) 北海道の水防責任</p> <p>道は、道内における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する（法第3条の6）。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第2節 水防責任の大綱</b></p> <p>1～4（省略）</p>	<p>H22 道計画修正による</p>

頁	変更	現行	変更理由
2	<p>2 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>(1) 水防管理団体 (赤平市)</p> <p>ア 平常時における河川等の巡視 (法第9条)</p> <p>イ 消防機関の出動準備又は出動 (法第17条)</p> <p>ウ 警戒区域の設定 (法第21条)</p> <p>エ 警察官の援助の要求 (法第22条)</p> <p>オ 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請 (法第23条)</p> <p>カ 堤防決壊等の通報、決壊後の措置 (法第25条、法第26条)</p> <p>キ 避難のための立ち退きの指示 (法第29条)</p> <p>(2) 指定水防管理団体 (赤平市)</p> <p>指定水防管理団体は、前項のほか次の事項を行わなければならない。</p> <p>ア 消防機関が水防を十分行えない場合の水防団の設置 (法第5条第2項)</p> <p>イ 水防計画の策定、知事への協議及び要旨の公表 (法第32条第1項、第2項及び第3項)</p> <p>ウ 毎年の水防訓練の実施 (法第35条)</p> <p>(3) 北海道</p> <p>ア 水防計画の策定及び要旨の公表 (法第7条第1項及び第4項)</p> <p>イ 指定水防管理団体の指定 (法第4条)</p> <p>ウ 気象予報及び警報の伝達 (法第10条第3項)</p> <p>エ 洪水予報の発表及び通知 (法第10条第3項、法第11条第1項)</p> <p>オ 水位の通報及び公表 (法第12条)</p> <p>カ 水位情報の通知及び周知 (法第13条第2項及び第3項)</p> <p>キ 浸水想定区域の指定、公表及び通知 (法第14条第1項、第2項及び第3項)</p>		

頁	変更	現行	変更理由
2	<p>ク 水防警報の発表及び通知（法第16条第1項、第2項及び第3項）</p> <p>ケ 緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示（法第30条）</p> <p>コ 水防に関する勧告及び助言（法第48条）</p> <p>(4) 赤平市防災会議 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置（法第15条）</p> <p>(5) 国土交通大臣（北海道開発局）</p>		
3	<p>ア 洪水予報の発表及び通知（法第10条第2項）</p> <p>イ 水防警報の発表及び通知（法第16条第1項及び第2項）</p> <p>ウ 水位情報の通知及び周知（法第13条第1項）</p> <p>エ 浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条第1項、第2項及び第3項）</p> <p>(6) 気象庁長官（札幌管区気象台）</p> <p>ア 気象予報及び警報の通知（法第10条第1項、気象業務法第14条の2第1項）</p> <p>イ 洪水予報の発表及び通知（法第10条第1項及び第2項、法第11条第1項並びに気象業務法第14条の2第2項及び第3項）</p> <p>(7) 量水標管理者 水位の通報及び公表（法第12条第1項及び第2項）</p> <p>(8) 居住者等 水防活動への従事（法第24条）</p>		

頁	変更	現行	変更理由																																					
4	<p style="text-align: center;"><b>第2章 水防組織</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第2節 隣接市町水防管理団体、警察官及び自衛隊との協力応援</b></p> <p>1 隣接市町水防管理団体との協力応援</p> <p>法第23条の規定に基づき、水防管理者は、水防のため緊急の必要があるときは、次の隣接市町水防管理団体に対し、協力を求めるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="179 534 963 1013"> <tr> <td rowspan="6" style="text-align: center; vertical-align: middle;">           赤平市 市役所 32-2211 消防本部 32-3181         </td> <td>市町名</td> <td>市役所・役場</td> <td>消防本部</td> </tr> <tr> <td>芦別市</td> <td>0124-22-2111</td> <td>0124-22-3106</td> </tr> <tr> <td>歌志内市</td> <td>0125-42-3211</td> <td>0125-42-3255</td> </tr> <tr> <td>滝川市</td> <td>0125-23-1234</td> <td>0125-23-0119</td> </tr> <tr> <td>砂川市</td> <td>0125-54-2121</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; color: red;">0125-54-2196</td> </tr> <tr> <td>上砂川町</td> <td>0125-62-2011</td> </tr> </table>	赤平市 市役所 32-2211 消防本部 32-3181	市町名	市役所・役場	消防本部	芦別市	0124-22-2111	0124-22-3106	歌志内市	0125-42-3211	0125-42-3255	滝川市	0125-23-1234	0125-23-0119	砂川市	0125-54-2121	0125-54-2196	上砂川町	0125-62-2011	<p style="text-align: center;"><b>第2章 水防組織</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第2節 隣接市町水防管理団体、警察官及び自衛隊との協力応援</b></p> <p>1 隣接市町水防管理団体との協力応援</p> <p>法第23条の規定に基づき、水防管理者は、水防のため緊急の必要があるときは、次の隣接市町水防管理団体に対し、協力を求めるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1086 534 1870 1013"> <tr> <td rowspan="6" style="text-align: center; vertical-align: middle;">           赤平市 市役所 32-2211 消防本部 32-3181         </td> <td>市町名</td> <td>市役所・役場</td> <td>消防本部</td> </tr> <tr> <td>芦別市</td> <td>0124-22-2111</td> <td>0124-22-3106</td> </tr> <tr> <td>歌志内市</td> <td>0125-42-3211</td> <td>0125-42-3255</td> </tr> <tr> <td>滝川市</td> <td>0125-23-1234</td> <td>0125-23-0119</td> </tr> <tr> <td>砂川市</td> <td>0125-54-2121</td> <td>0125-54-2196</td> </tr> <tr> <td>上砂川町</td> <td>0125-62-2011</td> <td style="text-align: center; color: red;">0125-62-2021</td> </tr> </table>	赤平市 市役所 32-2211 消防本部 32-3181	市町名	市役所・役場	消防本部	芦別市	0124-22-2111	0124-22-3106	歌志内市	0125-42-3211	0125-42-3255	滝川市	0125-23-1234	0125-23-0119	砂川市	0125-54-2121	0125-54-2196	上砂川町	0125-62-2011	0125-62-2021	
赤平市 市役所 32-2211 消防本部 32-3181	市町名		市役所・役場	消防本部																																				
	芦別市		0124-22-2111	0124-22-3106																																				
	歌志内市		0125-42-3211	0125-42-3255																																				
	滝川市		0125-23-1234	0125-23-0119																																				
	砂川市		0125-54-2121	0125-54-2196																																				
	上砂川町	0125-62-2011																																						
赤平市 市役所 32-2211 消防本部 32-3181	市町名	市役所・役場	消防本部																																					
	芦別市	0124-22-2111	0124-22-3106																																					
	歌志内市	0125-42-3211	0125-42-3255																																					
	滝川市	0125-23-1234	0125-23-0119																																					
	砂川市	0125-54-2121	0125-54-2196																																					
	上砂川町	0125-62-2011	0125-62-2021																																					
5	<p>3 自衛隊の派遣要請</p> <p>自衛隊の災害派遣要請は、「赤平市地域防災計画 第5章 第20節 自衛隊派遣要請計画」に基づき、知事（空知<b>総合振興局長</b>）に対して派遣要請を依頼するものとする。</p>	<p>3 自衛隊の派遣要請</p> <p>自衛隊の災害派遣要請は、「赤平市地域防災計画 第5章 第19節 自衛隊派遣要請計画」に基づき、知事（空知<b>支庁長</b>）に対して派遣要請を依頼するものとする。</p>	<p>H24.4.1 砂川地区消防広域化に伴う変更</p> <p>H22.4.1 支庁制度改革による名称変更</p>																																					

頁	変更	現行	変更理由									
6	<p style="text-align: center;"><b>第3章 重要水防区域及び水防施設</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第2節 水防施設</b></p> <p>1 雨量、水位観測所</p> <p>(1) 市の区域内に設置された水位観測所及び河川水位情報等は次のとおりとし、迅速かつ的確な水防活動を行うため、相当の雨量があると認めたときは<b>札幌開発建設部空知川</b>河川事務所、<b>札幌建設管理部滝川</b>出張所と連絡を密にし、その状況を把握するものとする。また、雨量は、消防署が観測する雨量を参考にするものとする。</p> <p>(2) 雨量、水位等の情報は、次に掲げる北海道及び国土交通省防災情報提供センターなどから情報を入手する。</p> <p>ア 市町村向け情報提供</p> <table border="1" data-bbox="183 847 1059 1125"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>ホームページアドレス</th> <th>情報提供</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国土交通省「市町村向け川の防災情報」(統一河川情報システム)</td> <td><a href="http://city.river.go.jp/">http://city.river.go.jp/</a> (携帯情報用有り)</td> <td>雨量・水位情報、レーダー観測情報、水防警報、洪水予報等</td> </tr> <tr> <td>防災気象情報提供システム</td> <td><a href="http://bosai.metinfo.go.jp/bousai/login">http://bosai.metinfo.go.jp/bousai/login</a></td> <td>気象情報、レーダー・アメダス解析雨量</td> </tr> </tbody> </table>	名称	ホームページアドレス	情報提供	国土交通省「市町村向け川の防災情報」(統一河川情報システム)	<a href="http://city.river.go.jp/">http://city.river.go.jp/</a> (携帯情報用有り)	雨量・水位情報、レーダー観測情報、水防警報、洪水予報等	防災気象情報提供システム	<a href="http://bosai.metinfo.go.jp/bousai/login">http://bosai.metinfo.go.jp/bousai/login</a>	気象情報、レーダー・アメダス解析雨量	<p style="text-align: center;"><b>第3章 重要水防区域及び水防施設</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第2節 水防施設</b></p> <p>1 雨量、水位観測所</p> <p>(1) 市の区域内に設置された水位観測所及び河川水位情報等は次のとおりとし、迅速かつ的確な水防活動を行うため、相当の雨量があると認めたときは<b>石狩川開発建設部滝川</b>河川事務所、<b>土木現業所滝川</b>出張所と連絡を密にし、その状況を把握するものとする。また、雨量は、消防署が観測する雨量を参考にするものとする。</p> <p>(2) 雨量、水位等の情報は、次に掲げる北海道及び国土交通省防災情報提供センターなどから情報を入手する。</p> <p>ア 北海道川の防災情報 (所管：北海道)</p> <p>(ア) パソコン URL <a href="http://www.river.go.jp/nrp0302gDisp.do.?areaCode=81/">http://www.river.go.jp/nrp0302gDisp.do.?areaCode=81/</a></p> <p>(イ) 携帯電話 URL <a href="http://.river.go.jp/nrp0205gDisp.do?areaCode=81/">http://.river.go.jp/nrp0205gDisp.do?areaCode=81/</a></p>	H22.4.1 組織改正による名称変更
名称	ホームページアドレス	情報提供										
国土交通省「市町村向け川の防災情報」(統一河川情報システム)	<a href="http://city.river.go.jp/">http://city.river.go.jp/</a> (携帯情報用有り)	雨量・水位情報、レーダー観測情報、水防警報、洪水予報等										
防災気象情報提供システム	<a href="http://bosai.metinfo.go.jp/bousai/login">http://bosai.metinfo.go.jp/bousai/login</a>	気象情報、レーダー・アメダス解析雨量										

頁	変更	現行	変更理由																																
6	<p>イ 一般向け情報提供</p> <table border="1" data-bbox="183 225 1059 670"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>ホームページアドレス</th> <th>情報提供</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国土交通省「川の防災情報」</td> <td><a href="http://ww.river.go.jp/">http://ww.river.go.jp/</a> <a href="http://i.river.go.jp/">http://i.river.go.jp/</a>(携帯電話用)</td> <td>雨量・水位情報、レーダー観測情報、水防警報、洪水予報等</td> </tr> <tr> <td>北海道防災情報(防災対策支援システム)</td> <td><a href="http://www.bousai-hokkaido.jp/">http://www.bousai-hokkaido.jp/</a></td> <td>気象情報、避難勧告情報、道路情報、河川情報、メール配信サービス</td> </tr> <tr> <td>札幌管区気象台ホームページ</td> <td><a href="http://www.sapporo-jma.go.jp/">http://www.sapporo-jma.go.jp/</a></td> <td>気象情報、レーダー・アメダス解析雨量</td> </tr> <tr> <td>気象庁ホームページ</td> <td><a href="http://www.jma.go.jp/jma/index.html">http://www.jma.go.jp/jma/index.html</a></td> <td>気象情報、レーダー・アメダス解析雨量</td> </tr> </tbody> </table>	名称	ホームページアドレス	情報提供	国土交通省「川の防災情報」	<a href="http://ww.river.go.jp/">http://ww.river.go.jp/</a> <a href="http://i.river.go.jp/">http://i.river.go.jp/</a> (携帯電話用)	雨量・水位情報、レーダー観測情報、水防警報、洪水予報等	北海道防災情報(防災対策支援システム)	<a href="http://www.bousai-hokkaido.jp/">http://www.bousai-hokkaido.jp/</a>	気象情報、避難勧告情報、道路情報、河川情報、メール配信サービス	札幌管区気象台ホームページ	<a href="http://www.sapporo-jma.go.jp/">http://www.sapporo-jma.go.jp/</a>	気象情報、レーダー・アメダス解析雨量	気象庁ホームページ	<a href="http://www.jma.go.jp/jma/index.html">http://www.jma.go.jp/jma/index.html</a>	気象情報、レーダー・アメダス解析雨量	<p>イ 川の防災情報(所管:国土交通省)</p> <p>(ア) パソコン URL <a href="http://ww.river.go.jp/">http://ww.river.go.jp/</a></p> <p>(イ) 携帯電話 URL <a href="http://i.river.go.jp/">http://i.river.go.jp/</a></p>	H22 道計画修正による																	
名称	ホームページアドレス	情報提供																																	
国土交通省「川の防災情報」	<a href="http://ww.river.go.jp/">http://ww.river.go.jp/</a> <a href="http://i.river.go.jp/">http://i.river.go.jp/</a> (携帯電話用)	雨量・水位情報、レーダー観測情報、水防警報、洪水予報等																																	
北海道防災情報(防災対策支援システム)	<a href="http://www.bousai-hokkaido.jp/">http://www.bousai-hokkaido.jp/</a>	気象情報、避難勧告情報、道路情報、河川情報、メール配信サービス																																	
札幌管区気象台ホームページ	<a href="http://www.sapporo-jma.go.jp/">http://www.sapporo-jma.go.jp/</a>	気象情報、レーダー・アメダス解析雨量																																	
気象庁ホームページ	<a href="http://www.jma.go.jp/jma/index.html">http://www.jma.go.jp/jma/index.html</a>	気象情報、レーダー・アメダス解析雨量																																	
8	<p style="text-align: center;"><b>第4章 通信連絡</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第1節 予報(注意報を含む)、警報並びに情報等の通信連絡</b></p> <table border="1" data-bbox="183 895 1059 1433"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>種類</th> <th>発表機関</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予報(注意報を含む)、 警報並びに情報等 〔気象業務法(昭和27年法律第165号)第14条の2第1項 法第10条第1項〕</td> <td>大雨注意報・大雨警報 洪水注意報・洪水警報</td> <td>札幌管区気象台</td> <td>一般向け注意報及び警報の発表をもって代える</td> </tr> <tr> <td>洪水予報 〔法第10条第2項 法第11条第1項 気象業務法第14条の2第2項 第14条の2第3項〕</td> <td>注意報・警報・情報</td> <td>北海道開発局 北海道 札幌管区気象台</td> <td>指定河川について、水位又は流量を示して行う予報</td> </tr> <tr> <td>水防警報(法第16条)</td> <td>待機・準備・出動・指示・解除</td> <td>北海道開発局 北海道</td> <td>指定河川地域の水防管理団体に水防活動を行う必要があることを警告して発表</td> </tr> </tbody> </table>	区分	種類	発表機関	摘要	予報(注意報を含む)、 警報並びに情報等 〔気象業務法(昭和27年法律第165号)第14条の2第1項 法第10条第1項〕	大雨注意報・大雨警報 洪水注意報・洪水警報	札幌管区気象台	一般向け注意報及び警報の発表をもって代える	洪水予報 〔法第10条第2項 法第11条第1項 気象業務法第14条の2第2項 第14条の2第3項〕	注意報・警報・情報	北海道開発局 北海道 札幌管区気象台	指定河川について、水位又は流量を示して行う予報	水防警報(法第16条)	待機・準備・出動・指示・解除	北海道開発局 北海道	指定河川地域の水防管理団体に水防活動を行う必要があることを警告して発表	<p style="text-align: center;"><b>第4章 通信連絡</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第2節 予報(注意報を含む)、警報並びに情報等の通信連絡</b></p> <table border="1" data-bbox="1090 895 1966 1433"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>種類</th> <th>発表機関</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予報(注意報を含む)、 警報並びに情報等 〔気象業務法(昭和27年法律第165号)第14条の2第1項 法第10条第1項〕</td> <td>大雨注意報・大雨警報 洪水注意報・洪水警報</td> <td>札幌管区気象台</td> <td>一般向け注意報及び警報の発表をもって代える</td> </tr> <tr> <td>洪水予報 〔法第10条第2項 法第11条 気象業務法第14条の2第2項 第14条の2第3項〕</td> <td>注意報・警報・情報</td> <td>北海道開発局 北海道 札幌管区気象台</td> <td>指定河川について、水位又は流量を示して行う予報</td> </tr> <tr> <td>水防警報(法第16条)</td> <td>待機・準備・出動・指示・解除</td> <td>北海道開発局 北海道</td> <td>指定河川地域の水防管理団体に水防活動を行う必要があることを警告して発表</td> </tr> </tbody> </table>	区分	種類	発表機関	摘要	予報(注意報を含む)、 警報並びに情報等 〔気象業務法(昭和27年法律第165号)第14条の2第1項 法第10条第1項〕	大雨注意報・大雨警報 洪水注意報・洪水警報	札幌管区気象台	一般向け注意報及び警報の発表をもって代える	洪水予報 〔法第10条第2項 法第11条 気象業務法第14条の2第2項 第14条の2第3項〕	注意報・警報・情報	北海道開発局 北海道 札幌管区気象台	指定河川について、水位又は流量を示して行う予報	水防警報(法第16条)	待機・準備・出動・指示・解除	北海道開発局 北海道	指定河川地域の水防管理団体に水防活動を行う必要があることを警告して発表	水防法改正による
区分	種類	発表機関	摘要																																
予報(注意報を含む)、 警報並びに情報等 〔気象業務法(昭和27年法律第165号)第14条の2第1項 法第10条第1項〕	大雨注意報・大雨警報 洪水注意報・洪水警報	札幌管区気象台	一般向け注意報及び警報の発表をもって代える																																
洪水予報 〔法第10条第2項 法第11条第1項 気象業務法第14条の2第2項 第14条の2第3項〕	注意報・警報・情報	北海道開発局 北海道 札幌管区気象台	指定河川について、水位又は流量を示して行う予報																																
水防警報(法第16条)	待機・準備・出動・指示・解除	北海道開発局 北海道	指定河川地域の水防管理団体に水防活動を行う必要があることを警告して発表																																
区分	種類	発表機関	摘要																																
予報(注意報を含む)、 警報並びに情報等 〔気象業務法(昭和27年法律第165号)第14条の2第1項 法第10条第1項〕	大雨注意報・大雨警報 洪水注意報・洪水警報	札幌管区気象台	一般向け注意報及び警報の発表をもって代える																																
洪水予報 〔法第10条第2項 法第11条 気象業務法第14条の2第2項 第14条の2第3項〕	注意報・警報・情報	北海道開発局 北海道 札幌管区気象台	指定河川について、水位又は流量を示して行う予報																																
水防警報(法第16条)	待機・準備・出動・指示・解除	北海道開発局 北海道	指定河川地域の水防管理団体に水防活動を行う必要があることを警告して発表																																



頁	変更	現行	変更理由																								
9          10	<p style="text-align: center;"><b>第5章 水防活動</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第1節 水防非常配備体制</b></p> <p>1 赤平市の非常配備体制</p> <p>(2) 消防機関の非常配備基準</p> <table border="1" data-bbox="181 491 1037 1406"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>配備時期</th> <th>配備の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>待機</td> <td>1 水防警報(河川)に水防警報(待機)が発表されたとき。 2 空知川はん濫注意情報が発表され、待機を必要と認めたとき。 3 大雨警報又は洪水警報が発表され、又は河川等の状況により、待機を必要と認めたとき。 4 知事から待機の指示を受けたとき。</td> <td>1 状況に応じ直ちに出勤できるよう非番職員に対し自宅待機を指示する。 2 重要水防区域その他水防上注意を要する箇所の非常監視警戒を行うこと。 3 予想される災害の状況により非番職員を招集し、消防隊の増強を図る。</td> </tr> <tr> <td>準備</td> <td>1 空知川はん濫警戒情報及び水防警報(河川)に水防警報(準備)が発表されたとき。 2 大雨警報又は洪水警報が発表され、又は河川等の状況により、水防活動の準備を必要と認めたとき。 3 知事から出勤準備の指示を受けたとき。</td> <td>1 消防職員の一部を招集し、消防隊の編成を行うこと。 2 水防本部に連絡員を派遣し、連絡情報の収集に努めること。 3 出勤車両の点検整備及び救助用ボートの組立整備を行うこと。 4 水防資機材及び各隊装備器材の整備及び準備を行うこと。 5 出勤を想定した川路検討及びこれに伴う対策を確認すること。 6 重要水防区域その他水防上注意を要する箇所の非常監視警戒の強化を行うこと。</td> </tr> <tr> <td>出勤</td> <td>1 水防警報(河川)に水防警報(出勤)が発表されたとき。 2 空知川はん濫警戒情報が発表され、又は雨量、水位、流量その他の状況によりはん濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき。 3 大雨警報又は洪水警報が発表され、又は雨量、水位、流量その他の状況により堤防の溢水(水があふれる)、決壊等のおそれがあるとき。 4 知事から出勤の指示を受けたとき。</td> <td>1 消防職員の全部を招集し、消防隊の編成を行い、災害現場に出勤し、水防活動及び避難救助活動を行うこと。</td> </tr> </tbody> </table>	種別	配備時期	配備の内容	待機	1 水防警報(河川)に水防警報(待機)が発表されたとき。 2 空知川はん濫注意情報が発表され、待機を必要と認めたとき。 3 大雨警報又は洪水警報が発表され、又は河川等の状況により、待機を必要と認めたとき。 4 知事から待機の指示を受けたとき。	1 状況に応じ直ちに出勤できるよう非番職員に対し自宅待機を指示する。 2 重要水防区域その他水防上注意を要する箇所の非常監視警戒を行うこと。 3 予想される災害の状況により非番職員を招集し、消防隊の増強を図る。	準備	1 空知川はん濫警戒情報及び水防警報(河川)に水防警報(準備)が発表されたとき。 2 大雨警報又は洪水警報が発表され、又は河川等の状況により、水防活動の準備を必要と認めたとき。 3 知事から出勤準備の指示を受けたとき。	1 消防職員の一部を招集し、消防隊の編成を行うこと。 2 水防本部に連絡員を派遣し、連絡情報の収集に努めること。 3 出勤車両の点検整備及び救助用ボートの組立整備を行うこと。 4 水防資機材及び各隊装備器材の整備及び準備を行うこと。 5 出勤を想定した川路検討及びこれに伴う対策を確認すること。 6 重要水防区域その他水防上注意を要する箇所の非常監視警戒の強化を行うこと。	出勤	1 水防警報(河川)に水防警報(出勤)が発表されたとき。 2 空知川はん濫警戒情報が発表され、又は雨量、水位、流量その他の状況によりはん濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき。 3 大雨警報又は洪水警報が発表され、又は雨量、水位、流量その他の状況により堤防の溢水(水があふれる)、決壊等のおそれがあるとき。 4 知事から出勤の指示を受けたとき。	1 消防職員の全部を招集し、消防隊の編成を行い、災害現場に出勤し、水防活動及び避難救助活動を行うこと。	<p style="text-align: center;"><b>第5章 水防活動</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第1節 水防非常配備体制</b></p> <p>1 赤平市の非常配備体制</p> <p>(2) 消防機関の非常配備基準</p> <table border="1" data-bbox="1090 491 1946 1406"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>配備時期</th> <th>配備の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>待機</td> <td>1 水防警報(河川)に水防警報(待機)が発令されたとき。 2 空知川はん濫注意情報が発令され、待機を必要と認めたとき。 3 大雨警報又は洪水警報が発令され、又は河川等の状況により、待機を必要と認めたとき。 4 知事から待機の指示を受けたとき。</td> <td>1 状況に応じ直ちに出勤できるよう非番職員に対し自宅待機を指示する。 2 重要水防区域その他水防上注意を要する箇所の非常監視警戒を行うこと。 3 予想される災害の状況により非番職員を招集し、消防隊の増強を図る。</td> </tr> <tr> <td>準備</td> <td>1 空知川はん濫警戒情報及び水防警報(河川)に水防警報(準備)が発令されたとき。 2 大雨警報又は洪水警報が発令され、又は河川等の状況により、水防活動の準備を必要と認めたとき。 3 知事から出勤準備の指示を受けたとき。</td> <td>1 消防職員の一部を招集し、消防隊の編成を行うこと。 2 水防本部に連絡員を派遣し、連絡情報の収集に努めること。 3 出勤車両の点検整備及び救助用ボートの組立整備を行うこと。 4 水防資機材及び各隊装備器材の整備及び準備を行うこと。 5 出勤を想定した川路検討及びこれに伴う対策を確認すること。 6 重要水防区域その他水防上注意を要する箇所の非常監視警戒の強化を行うこと。</td> </tr> <tr> <td>出勤</td> <td>1 水防警報(河川)に水防警報(出勤)が発令されたとき。 2 空知川はん濫警戒情報が発令され、又は雨量、水位、流量その他の状況によりはん濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき。 3 大雨警報又は洪水警報が発令され、又は雨量、水位、流量その他の状況により堤防の溢水(水があふれる)、決壊等のおそれがあるとき。 4 知事から出勤の指示を受けたとき。</td> <td>1 消防職員の全部を招集し、消防隊の編成を行い、災害現場に出勤し、水防活動及び避難救助活動を行うこと。</td> </tr> </tbody> </table>	種別	配備時期	配備の内容	待機	1 水防警報(河川)に水防警報(待機)が発令されたとき。 2 空知川はん濫注意情報が発令され、待機を必要と認めたとき。 3 大雨警報又は洪水警報が発令され、又は河川等の状況により、待機を必要と認めたとき。 4 知事から待機の指示を受けたとき。	1 状況に応じ直ちに出勤できるよう非番職員に対し自宅待機を指示する。 2 重要水防区域その他水防上注意を要する箇所の非常監視警戒を行うこと。 3 予想される災害の状況により非番職員を招集し、消防隊の増強を図る。	準備	1 空知川はん濫警戒情報及び水防警報(河川)に水防警報(準備)が発令されたとき。 2 大雨警報又は洪水警報が発令され、又は河川等の状況により、水防活動の準備を必要と認めたとき。 3 知事から出勤準備の指示を受けたとき。	1 消防職員の一部を招集し、消防隊の編成を行うこと。 2 水防本部に連絡員を派遣し、連絡情報の収集に努めること。 3 出勤車両の点検整備及び救助用ボートの組立整備を行うこと。 4 水防資機材及び各隊装備器材の整備及び準備を行うこと。 5 出勤を想定した川路検討及びこれに伴う対策を確認すること。 6 重要水防区域その他水防上注意を要する箇所の非常監視警戒の強化を行うこと。	出勤	1 水防警報(河川)に水防警報(出勤)が発令されたとき。 2 空知川はん濫警戒情報が発令され、又は雨量、水位、流量その他の状況によりはん濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき。 3 大雨警報又は洪水警報が発令され、又は雨量、水位、流量その他の状況により堤防の溢水(水があふれる)、決壊等のおそれがあるとき。 4 知事から出勤の指示を受けたとき。	1 消防職員の全部を招集し、消防隊の編成を行い、災害現場に出勤し、水防活動及び避難救助活動を行うこと。	<p>字句修正による変更</p>
種別	配備時期	配備の内容																									
待機	1 水防警報(河川)に水防警報(待機)が発表されたとき。 2 空知川はん濫注意情報が発表され、待機を必要と認めたとき。 3 大雨警報又は洪水警報が発表され、又は河川等の状況により、待機を必要と認めたとき。 4 知事から待機の指示を受けたとき。	1 状況に応じ直ちに出勤できるよう非番職員に対し自宅待機を指示する。 2 重要水防区域その他水防上注意を要する箇所の非常監視警戒を行うこと。 3 予想される災害の状況により非番職員を招集し、消防隊の増強を図る。																									
準備	1 空知川はん濫警戒情報及び水防警報(河川)に水防警報(準備)が発表されたとき。 2 大雨警報又は洪水警報が発表され、又は河川等の状況により、水防活動の準備を必要と認めたとき。 3 知事から出勤準備の指示を受けたとき。	1 消防職員の一部を招集し、消防隊の編成を行うこと。 2 水防本部に連絡員を派遣し、連絡情報の収集に努めること。 3 出勤車両の点検整備及び救助用ボートの組立整備を行うこと。 4 水防資機材及び各隊装備器材の整備及び準備を行うこと。 5 出勤を想定した川路検討及びこれに伴う対策を確認すること。 6 重要水防区域その他水防上注意を要する箇所の非常監視警戒の強化を行うこと。																									
出勤	1 水防警報(河川)に水防警報(出勤)が発表されたとき。 2 空知川はん濫警戒情報が発表され、又は雨量、水位、流量その他の状況によりはん濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき。 3 大雨警報又は洪水警報が発表され、又は雨量、水位、流量その他の状況により堤防の溢水(水があふれる)、決壊等のおそれがあるとき。 4 知事から出勤の指示を受けたとき。	1 消防職員の全部を招集し、消防隊の編成を行い、災害現場に出勤し、水防活動及び避難救助活動を行うこと。																									
種別	配備時期	配備の内容																									
待機	1 水防警報(河川)に水防警報(待機)が発令されたとき。 2 空知川はん濫注意情報が発令され、待機を必要と認めたとき。 3 大雨警報又は洪水警報が発令され、又は河川等の状況により、待機を必要と認めたとき。 4 知事から待機の指示を受けたとき。	1 状況に応じ直ちに出勤できるよう非番職員に対し自宅待機を指示する。 2 重要水防区域その他水防上注意を要する箇所の非常監視警戒を行うこと。 3 予想される災害の状況により非番職員を招集し、消防隊の増強を図る。																									
準備	1 空知川はん濫警戒情報及び水防警報(河川)に水防警報(準備)が発令されたとき。 2 大雨警報又は洪水警報が発令され、又は河川等の状況により、水防活動の準備を必要と認めたとき。 3 知事から出勤準備の指示を受けたとき。	1 消防職員の一部を招集し、消防隊の編成を行うこと。 2 水防本部に連絡員を派遣し、連絡情報の収集に努めること。 3 出勤車両の点検整備及び救助用ボートの組立整備を行うこと。 4 水防資機材及び各隊装備器材の整備及び準備を行うこと。 5 出勤を想定した川路検討及びこれに伴う対策を確認すること。 6 重要水防区域その他水防上注意を要する箇所の非常監視警戒の強化を行うこと。																									
出勤	1 水防警報(河川)に水防警報(出勤)が発令されたとき。 2 空知川はん濫警戒情報が発令され、又は雨量、水位、流量その他の状況によりはん濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき。 3 大雨警報又は洪水警報が発令され、又は雨量、水位、流量その他の状況により堤防の溢水(水があふれる)、決壊等のおそれがあるとき。 4 知事から出勤の指示を受けたとき。	1 消防職員の全部を招集し、消防隊の編成を行い、災害現場に出勤し、水防活動及び避難救助活動を行うこと。																									

頁	変更	現行	変更理由
10	<p><b>2 非常配備を指令したときの措置</b></p> <p>水防管理者は、非常配備を指令したときは、水防関係機関に通知するとともに、北海道（空知<b>総合振興局長</b>）に報告するものとする。</p>	<p><b>2 非常配備を指令したときの措置</b></p> <p>水防管理者は、非常配備を指令したときは、水防関係機関に通知するとともに、北海道（空知<b>支庁長</b>）に報告するものとする。</p>	<p>H22. 4. 1 支庁制度改革による名称変更</p>

頁	変更	現行	変更理由
10	<p style="text-align: center;"><b>第2節 巡視及び警戒</b></p> <p><b>1 河川等の巡視</b></p> <p>水防管理者は、巡視責任者を定め、担当水防区域内の河川等を巡視させるものとする。巡視責任者は、水防上危険であると認められる箇所を発見したときは、直ちに水防管理者に報告するものとし、水防管理者は当該河川等の管理者に連絡し、必要な措置を求めるものとする。</p> <p>巡視責任者は、建設課長とする。</p> <p><b>2 非常警戒</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>第2節 監視及び警戒</b></p> <p><b>1 常時監視</b></p> <p>水防管理者は、巡視責任者を定め、担当水防区域内の河川等を巡視させるものとする。巡視責任者は、水防上危険であると認められる箇所を発見したときは、直ちに水防管理者に報告するものとし、水防管理者は当該河川等の管理者に連絡し、必要な措置を求めるものとする。</p> <p>巡視責任者は、建設課長とする。</p> <p><b>2 非常監視及び警戒</b></p>	H22. 2. 17 道水防計画修正による変更
11	<p>水防管理者が非常配備を指令したときは、建設課及び消防機関は、市内の水防区域の監視及び警戒を厳重に行い、異常を発見したときは、直ちに水防管理者に報告するものとし、水防管理者は速やかに当該河川管理者に報告するとともに、水防作業を実施するものとする。</p> <p>監視にあたり、特に留意する事項は次のとおりとする。</p> <p>(1) 居住地側堤防斜面の漏水又は堤防内の浸透水の飽和による亀裂及び崩れ</p> <p>(2) 川側堤防斜面で水当たりの強い場所の亀裂又は一部流出(崩壊)</p> <p>(3) 堤防上面の亀裂又は沈下</p> <p>(4) 堤防から水があふれている状況</p> <p>(5) (排・取) 水門の両袖又は底部からの漏水と扉の締まり具合</p> <p>(6) 橋梁その他の構造物と堤防の取付部分の異常</p> <p>(7) ため池については、次の事項について注意するものとする。</p> <p>ア 堤体の漏水、亀裂及び法崩れ</p> <p>イ 樋管の漏水による亀裂及び法崩れ</p> <p>ウ 取水施設、余水吐、放水路等の状態</p> <p>エ 流入水及び浮遊物の状況</p> <p>オ 周辺の地すべり等の崩落状況</p>	<p>水防管理者が非常配備を指令したときは、建設課及び消防機関は、市内の水防区域を巡視し、監視警戒を厳重に行い、異常を発見したときは、直ちに水防管理者に報告するものとし、水防管理者は速やかに当該河川管理者に報告するとともに、水防作業を実施するものとする。</p> <p>監視警戒にあたり、特に留意する事項は次のとおりとする。</p> <p>(1) 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及びびがけ崩れ</p> <p>(2) 川側堤防斜面で水当たりの強い場所の亀裂及びびがけ崩れ</p> <p>(3) 堤防の端の亀裂又は沈下</p> <p>(4) 堤防の越水状況</p> <p>(5) 水門の両袖又は底部よりの漏水と扉の締まり具合</p> <p>(6) 橋梁その他構造物と堤防の取付部分の異常</p> <p>(7) 溜池等については、上記(1)から(6)までのほか、次の事項について注意するものとする。</p> <p>ア 取入口の閉塞状況</p> <p>イ 流域の山崩れの状態</p> <p>ウ 流入水及び浮遊物の状況</p> <p>エ 余水吐及び付近の状況</p> <p>オ 重なる池の場合の上部溜池の状況</p> <p>カ 水門の漏水による亀裂及びびがけ崩れ</p>	字句の修正による変更

頁	変更	現行	変更理由
11	<p style="text-align: center;"><b>第4節 水防作業及び工法</b></p> <p><b>1 水防作業</b>  水防<b>作業</b>を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸の状態等を考慮して、最も適切な工法を選択し実施するものとする。  水防管理者は、平常時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、<b>非常事態においても最も適切な作業が即時に実施できるよう努めなければならない。</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>第4節 水防作業及び工法</b></p> <p><b>1 水防作業</b>  水防<b>工法</b>が必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸の状態等を考慮して、最も適切な工法を選択し<b>迅速かつ的確に作業を実施するものとする。</b></p>	H22.2.17 道水防計画修正による変更
12	<p style="text-align: center;"><b>第5節 避難のための立退き</b></p> <p><b>1 避難のための立退きの指示</b>  法第29条の規定に基づき、水防管理者は、洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、「赤平市地域防災計画第5章 第4節 避難救出計画」の定めるところにより、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立退くべきことを指示するものとする。なお、水防管理者が立退きを指示する場合には、速やかに知事（空知<b>総合振興局長</b>）及び警察署長に通知するものとする。  解除の公示をした場合も同様とする。</p> <p><b>3 避難場所の指定及び避難者等の輸送</b>  避難場所の指定及び避難者等の輸送は、「赤平市地域防災計画第5章第4節 避難救出計画」及び「同章 <b>第14節 輸送計画</b>」に定めるところによるものとする。</p> <p><b>4 特に防災上の配慮を有する者が利用する施設への情報伝達</b>  主として高齢者、障<b>がい</b>者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ<b>迅速な避難を確保する必要があると認められる施設の名称、所在地及び洪水予報</b>等の伝達手段は、別表第8のとおりとする。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第5節 避難及び立退き</b></p> <p><b>1 避難及び立退きの指示</b>  法第29条の規定に基づき、水防管理者は、洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、「赤平市地域防災計画第5章 第4節 避難救出計画」の定めるところにより、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立退くべきことを指示するものとする。なお、水防管理者が立退きを指示する場合には、速やかに知事（空知<b>支庁長</b>）及び警察署長に通知するものとする。  解除の公示をした場合も同様とする。</p> <p><b>3 避難場所の指定及び避難者等の輸送</b>  避難場所の指定及び避難者等の輸送は、「赤平市地域防災計画第5章第4節 避難救出計画」及び「同章 <b>第13節 輸送計画</b>」に定めるところによるものとする。</p> <p><b>4 特に防災上の配慮を有する者が利用する施設への情報伝達</b>  主として高齢者、障<b>害</b>者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ<b>迅速な避難を確保する必要があると認められる施設の名称、所在地及び洪水予報</b>等の伝達手段は、別表第8のとおりとする。</p>	H22.2.17 道水防計画修正による変更  H22.4.1 支庁制度改革による名称変更  地域防災計画修正による変更 字句修正による変更

頁	変更	現行	変更理由
12	<p style="text-align: center;"><b>第8節 水防標識及び立入検査証</b></p> <p><b>2 資料収集のための職員等の身分証明書</b>            法第49条第1項及び第2項に定める業務を行うための職員及び消防機関に属する者の身分証明書は、次のとおりとする。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第8節 水防標識及び立入検査証</b></p> <p><b>2 資料収集のための職員等の身分証明書</b>            法第49条第1項に定める業務を行うための職員及び消防機関に属する者の身分証明書は、次のとおりとする。</p>	H22.2.17 道水防計画修正による変更
14	<p style="text-align: center;"><b>第6章 公用負担等</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第1節 公用負担</b></p> <p><b>1 公用負担</b>            (1) 水防管理者又は消防長が、水防のため緊急の必要があるときに法第28条第1項の規定により、行使することができる公用負担に係る権限は、次のとおりとする。            ア 必要な土地の一時使用            イ 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用            ウ 車両その他運搬用機器の使用            エ 工作物その他の障害物の処分            (2) 公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者又は消防長にあっては、その身分を示す証明書を、また、これらの者の命を受けた者は、次に定める委任を受けた証明書を携行し、関係者から請求があった場合は、これを提示しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第6章 公用負担等</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第1節 公用負担</b></p> <p><b>1 公用負担</b>            (1) 水防管理者又は消防長が、水防のため緊急の必要があるときに法第28条第1項の規定により、行使することができる公用負担に係る権限は、次のとおりとする。            ア 必要な土地の一時使用            イ 土石、竹木その他の資材の使用又は収用            ウ 車馬その他運搬具又は器具の使用            エ 工作物その他障害物の処分            (2) 公用負担の権限を行使する者は、その身分を示す証明書を、また、これ等の者の命を受けた者は、次に定める委任を受けた証明書を携行し、関係者から請求があった場合は、これを提示しなければならない。</p>	
15	<p>(3) 公用負担を命ずる権限を行使する者は、次に定める公用負担命令書を2通作成し、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。</p>	<p>(3) 公用負担の権限を行使する者は、次に定める証票を2通作成して、当該権限を行使する場合その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。</p>	

頁	変更	現行	変更理由
15	<p><b>2 損失補償</b></p> <p>水防管理団体は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、法第 28 条第 2 項の規定により、その損失を補償するものとする。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 2 節 公務災害補償</b></p> <p><b>1 公務災害補償</b></p> <p>法第 24 条の規定により、居住者等が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障がいの状態となったときは、法第 45 条の規定に基づき、「市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和 32 年北海道市町村総合事務組合条例第 1 号）」の定めるところにより補償するものとする。</p>	<p><b>2 損失補償</b></p> <p>水防管理団体は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、法第 28 条第 2 項の規定により、その損失を補償しなければならない。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 2 節 公務災害補償</b></p> <p><b>1 公務災害補償</b></p> <p>法第 24 条の規定により、居住者等が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、法第 45 条の規定に基づき、「市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和 32 年北海道市町村総合事務組合条例第 1 号）」の定めるところにより補償するものとする。</p>	<p>H22. 2. 17 道 水防計画修正による変更</p> <p>字句修正による変更</p>
16	<p style="text-align: center;"><b>第 7 章 水防報告</b></p> <p><b>1 水防報告</b></p> <p>水防管理者は、次に定める事態が発生したときは、速やかに空知総合振興局長に報告するものとする。</p> <p><b>2 水防活動実施報告</b></p> <p>水防管理者は、水防活動が終了したときは、速やかに記録を整理するとともに、様式第 1 号に定める水防活動実施報告を作成の上、所定の期日までに空知総合振興局長に報告するものとする。</p> <p>（調査対象期間） 1月～5月、6月～7月、8月～9月、10月～12月</p>	<p style="text-align: center;"><b>第 7 章 水防報告</b></p> <p><b>1 水防報告</b></p> <p>水防管理者は、次に定める事態が発生したときは、速やかに空知支庁長に報告するものとする。</p> <p><b>2 水防活動実施報告</b></p> <p>水防管理者は、水防活動が終了したときは、速やかに記録を整理するとともに、次に定める水防活動実施報告を作成の上、翌月 5 日までに空知支庁長に 2 部提出するものとする。</p>	<p>H22. 4. 1 支 庁制度改革による名称変更</p> <p>H22. 2. 17 道 水防計画修正による変更</p>

頁	変更	現行	変更理由																																												
16	(削除)	<p style="text-align: center;">水 防 活 動 実 施 報 告 書</p> <p style="text-align: right;">自 年 月</p> <p style="text-align: right;">(市町村名 ) 至 年 月</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 10%;">区 分</th> <th style="width: 15%;">水 防 活 動</th> <th colspan="3" style="width: 55%;">使 用 資 機 材</th> <th rowspan="2" style="width: 10%;">備 考</th> </tr> <tr> <th>活動延人員</th> <th>主 要 資 材</th> <th>そ の 他 資 材</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水防管理 団体分 前回迄</td> <td style="text-align: center;">人</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">月 分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">小 計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">累 計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(作成要領)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 「前回迄」欄は、前回報告分に係る「累計」欄の数及び金額を記入すること。</li> <li>2 「月分」欄は、当該期間の調査対象月数に応じ区分すること。ただし、水防活動を行わない月の欄は、不要。</li> <li>3 「主要資材」欄は、土のう、シート、ロープ、生木、丸太、くい、板類、鉄線、釘、かすがい、置石及び土砂の使用額を記入すること。</li> <li>4 「その他資材」欄は、主要資材以外の資材の使用額を記入すること。</li> <li>5 「備考」欄は、具体的災害名（台風〇〇号、低気圧による大雨等）を記入すること。</li> </ol>	区 分	水 防 活 動	使 用 資 機 材			備 考	活動延人員	主 要 資 材	そ の 他 資 材	計	水防管理 団体分 前回迄	人	円	円	円		月 分																小 計						累 計						H22.2.17道水防計画修正による変更
区 分	水 防 活 動	使 用 資 機 材			備 考																																										
	活動延人員	主 要 資 材	そ の 他 資 材	計																																											
水防管理 団体分 前回迄	人	円	円	円																																											
月 分																																															
小 計																																															
累 計																																															

頁	変更	現行	変更理由
17	<p style="text-align: center;"><b>第8章 水防訓練</b></p> <p><b>1 水防訓練</b>  水防管理者は、消防機関の職員及び団員に対し、随時水防工法についての技能を修得させるとともに、法第35条に定めるところにより毎年水防訓練を実施するものとする。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第8章 水防訓練</b></p> <p><b>1 水防訓練</b>  水防管理者は、消防機関の職員及び団員に対し、随時水防工法についての技能を修得させるとともに、法第35条に定めるところにより毎年<b>1回以上</b>水防訓練を実施するものとする。</p>	水防法及び水道水防計画との整合を図るための変更



赤平市水防計画修正(案) 新旧対照表(別表・様式)

頁	変更	現行	変更理由																																																																																																																												
1	<p>別表第1(第2章第1節関係)</p> <p>水防本部の組織</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(部名)</th> <th>(部長)</th> <th>(班名)</th> <th>(班長)</th> <th>(構成)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">総務対策部 総務課長</td> <td rowspan="5">副 本部長 (副市長)</td> <td>総括班</td> <td>消防本部 防災担当主幹</td> <td>消防本部防災係長</td> </tr> <tr> <td>総務班</td> <td>総務課長</td> <td>総務課</td> </tr> <tr> <td>企画・広報班</td> <td>企画財政課長</td> <td>企画財政課企画調整係・広報広聴係 /監査委員事務局</td> </tr> <tr> <td>財務班</td> <td>企画財政課長</td> <td>企画財政課財政係/会計課</td> </tr> <tr> <td>調査班</td> <td>税務課長</td> <td>税務課/選挙管理委員会事務局</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">市民対策部 市民生活課長</td> <td rowspan="3"></td> <td>市民生活班</td> <td>市民生活課長</td> <td>市民生活課/茂尻支所 /学校給食センター/議会事務局</td> </tr> <tr> <td>教護班</td> <td>社会福祉課長</td> <td>社会福祉課</td> </tr> <tr> <td>保健予防班</td> <td>介護健康推進課長</td> <td>介護健康推進課/地域包括支援 センター/愛真ホーム</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">産経建設対策部 建設課長</td> <td rowspan="3"></td> <td>産業班</td> <td>商工労政観光課長</td> <td>商工労政観光課/農政課/農業委員会</td> </tr> <tr> <td>建設班</td> <td>建設課長</td> <td>建設課</td> </tr> <tr> <td>上下水道班</td> <td>上下水道課長</td> <td>上下水道課</td> </tr> <tr> <td>教育対策部 学校教育課長</td> <td></td> <td>教育班</td> <td>学校教育課長</td> <td>学校教育課/社会教育課/生涯学習 推進室</td> </tr> <tr> <td>医療対策部 病院事務長</td> <td></td> <td>医療班</td> <td>病院事務長</td> <td>病院職員</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">消防対策部 消防長</td> <td rowspan="2"></td> <td>消防班</td> <td>消防署長</td> <td>消防職員</td> </tr> <tr> <td>警戒班</td> <td>消防団長</td> <td>消防団員</td> </tr> </tbody> </table>	(部名)	(部長)	(班名)	(班長)	(構成)	総務対策部 総務課長	副 本部長 (副市長)	総括班	消防本部 防災担当主幹	消防本部防災係長	総務班	総務課長	総務課	企画・広報班	企画財政課長	企画財政課企画調整係・広報広聴係 /監査委員事務局	財務班	企画財政課長	企画財政課財政係/会計課	調査班	税務課長	税務課/選挙管理委員会事務局	市民対策部 市民生活課長		市民生活班	市民生活課長	市民生活課/茂尻支所 /学校給食センター/議会事務局	教護班	社会福祉課長	社会福祉課	保健予防班	介護健康推進課長	介護健康推進課/地域包括支援 センター/愛真ホーム	産経建設対策部 建設課長		産業班	商工労政観光課長	商工労政観光課/農政課/農業委員会	建設班	建設課長	建設課	上下水道班	上下水道課長	上下水道課	教育対策部 学校教育課長		教育班	学校教育課長	学校教育課/社会教育課/生涯学習 推進室	医療対策部 病院事務長		医療班	病院事務長	病院職員	消防対策部 消防長		消防班	消防署長	消防職員	警戒班	消防団長	消防団員	<p>別表第1(第2章第1節関係)</p> <p>水防本部の組織</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(部名)</th> <th>(部長)</th> <th>(班名)</th> <th>(班長)</th> <th>(構成)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">総務対策部 総務課長</td> <td rowspan="5">本 部長 (市長)</td> <td>総括班</td> <td>消防本部 防災担当主幹</td> <td>消防本部防災係長</td> </tr> <tr> <td>総務班</td> <td>総務課長</td> <td>総務課</td> </tr> <tr> <td>企画・広報班</td> <td>地域対策課長</td> <td>地域対策課/監査委員事務局</td> </tr> <tr> <td>財務班</td> <td>財政課長</td> <td>財政課/会計課</td> </tr> <tr> <td>調査班</td> <td>税務課長</td> <td>税務課/選挙管理委員会事務局</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">市民対策部 市民生活課長</td> <td rowspan="3"></td> <td>市民生活班</td> <td>市民生活課長</td> <td>市民生活課/茂尻支所 /学校給食センター</td> </tr> <tr> <td>教護班</td> <td>社会福祉課長</td> <td>社会福祉課/議会事務局</td> </tr> <tr> <td>保健予防班</td> <td>介護健康推進課長</td> <td>介護健康推進課/愛真ホーム</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">産経建設対策部 建設課長</td> <td rowspan="3"></td> <td>産業班</td> <td>産業課長</td> <td>産業課/農業委員会</td> </tr> <tr> <td>建設班</td> <td>建設課長</td> <td>建設課</td> </tr> <tr> <td>上下水道班</td> <td>上下水道課長</td> <td>上下水道課</td> </tr> <tr> <td>教育対策部 教育課長</td> <td></td> <td>教育班</td> <td>教育課長</td> <td>教育課</td> </tr> <tr> <td>医療対策部 病院事務長</td> <td></td> <td>医療班</td> <td>病院事務長</td> <td>病院職員</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">消防対策部 消防長</td> <td rowspan="2"></td> <td>消防班</td> <td>消防署長</td> <td>消防職員</td> </tr> <tr> <td>警戒班</td> <td>消防団長</td> <td>消防団員</td> </tr> </tbody> </table>	(部名)	(部長)	(班名)	(班長)	(構成)	総務対策部 総務課長	本 部長 (市長)	総括班	消防本部 防災担当主幹	消防本部防災係長	総務班	総務課長	総務課	企画・広報班	地域対策課長	地域対策課/監査委員事務局	財務班	財政課長	財政課/会計課	調査班	税務課長	税務課/選挙管理委員会事務局	市民対策部 市民生活課長		市民生活班	市民生活課長	市民生活課/茂尻支所 /学校給食センター	教護班	社会福祉課長	社会福祉課/議会事務局	保健予防班	介護健康推進課長	介護健康推進課/愛真ホーム	産経建設対策部 建設課長		産業班	産業課長	産業課/農業委員会	建設班	建設課長	建設課	上下水道班	上下水道課長	上下水道課	教育対策部 教育課長		教育班	教育課長	教育課	医療対策部 病院事務長		医療班	病院事務長	病院職員	消防対策部 消防長		消防班	消防署長	消防職員	警戒班	消防団長	消防団員	<p>機構改革に伴う変更</p>
(部名)	(部長)	(班名)	(班長)	(構成)																																																																																																																											
総務対策部 総務課長	副 本部長 (副市長)	総括班	消防本部 防災担当主幹	消防本部防災係長																																																																																																																											
		総務班	総務課長	総務課																																																																																																																											
		企画・広報班	企画財政課長	企画財政課企画調整係・広報広聴係 /監査委員事務局																																																																																																																											
		財務班	企画財政課長	企画財政課財政係/会計課																																																																																																																											
		調査班	税務課長	税務課/選挙管理委員会事務局																																																																																																																											
市民対策部 市民生活課長		市民生活班	市民生活課長	市民生活課/茂尻支所 /学校給食センター/議会事務局																																																																																																																											
		教護班	社会福祉課長	社会福祉課																																																																																																																											
		保健予防班	介護健康推進課長	介護健康推進課/地域包括支援 センター/愛真ホーム																																																																																																																											
産経建設対策部 建設課長		産業班	商工労政観光課長	商工労政観光課/農政課/農業委員会																																																																																																																											
		建設班	建設課長	建設課																																																																																																																											
		上下水道班	上下水道課長	上下水道課																																																																																																																											
教育対策部 学校教育課長		教育班	学校教育課長	学校教育課/社会教育課/生涯学習 推進室																																																																																																																											
医療対策部 病院事務長		医療班	病院事務長	病院職員																																																																																																																											
消防対策部 消防長		消防班	消防署長	消防職員																																																																																																																											
		警戒班	消防団長	消防団員																																																																																																																											
(部名)	(部長)	(班名)	(班長)	(構成)																																																																																																																											
総務対策部 総務課長	本 部長 (市長)	総括班	消防本部 防災担当主幹	消防本部防災係長																																																																																																																											
		総務班	総務課長	総務課																																																																																																																											
		企画・広報班	地域対策課長	地域対策課/監査委員事務局																																																																																																																											
		財務班	財政課長	財政課/会計課																																																																																																																											
		調査班	税務課長	税務課/選挙管理委員会事務局																																																																																																																											
市民対策部 市民生活課長		市民生活班	市民生活課長	市民生活課/茂尻支所 /学校給食センター																																																																																																																											
		教護班	社会福祉課長	社会福祉課/議会事務局																																																																																																																											
		保健予防班	介護健康推進課長	介護健康推進課/愛真ホーム																																																																																																																											
産経建設対策部 建設課長		産業班	産業課長	産業課/農業委員会																																																																																																																											
		建設班	建設課長	建設課																																																																																																																											
		上下水道班	上下水道課長	上下水道課																																																																																																																											
教育対策部 教育課長		教育班	教育課長	教育課																																																																																																																											
医療対策部 病院事務長		医療班	病院事務長	病院職員																																																																																																																											
消防対策部 消防長		消防班	消防署長	消防職員																																																																																																																											
		警戒班	消防団長	消防団員																																																																																																																											

頁	変更	現行	変更理由																																				
2	<p>別表第2（第2章第1節関係）</p> <p>水防本部の業務分担</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部 班</th> <th>業 務 分 担</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総括班</td> <td>1 災害対策本部の設置及び廃止に関する事。 2 災害対策本部の業務に関する事。 3 本部会議に関する事。 4 防災会議に関する事。 5 災害情報の収集及び被害状況報告に関する事。 6 自衛隊の派遣要請に関する事。 7 予報（注意報を含む。）、警報並びに情報等、災害情報の受理及び伝達に関する事。 8 避難勧告又は指示の発令及び解除に関する事。 9 関係機関との連絡調整に関する事。 10 災害日記及び災害記録に関する事。 11 各部各班との連絡調整に関する事。 12 災害救助法の適用に関する事。 13 その他各班に属さない事。</td> </tr> <tr> <td>総務班</td> <td>1 庁内の非常体制に関する事。 2 職員の動員計画に関する事。 3 職員の非常招集に関する事。 4 動員職員の出勤状況の記録に関する事。 5 災害時における通信機能の確保に関する事。 6 市有車両及び市有車両以外の車両の確保に関する事。 7 災害応急資機材及び物資等の輸送に関する事。 8 防災ボランティアの受入れ及び連絡調整に関する事。 9 義援物資及び義援金の受入れ及び配分に関する事。 10 災害見舞者及び視察者の対応に関する事。 11 災害区域視察に関する事。 12 総括班の支援に関する事。</td> </tr> <tr> <td>企画・広報班</td> <td>1 国、道及び関係機関への陳情及び要望に関する事。 2 災害状況の公表に関する事。 3 住民に対する災害広報に関する事。 4 報道機関との連絡調整に関する事。 5 災害報道記事及び記録写真の作成及び災害統計に関する事。 6 総合的な災害記録の作成及び災害統計に関する事。 7 <b>住民組織との連絡及び協力に関する事。</b> 8 <b>被災者からの陳情等の処理に関する事。</b> 9 <b>災害に関する相談及び苦情処理に関する事。</b> 10 各班業務の協力に関する事。</td> </tr> <tr> <td>財務班</td> <td>1 市有財産の被害調査及び災害応急対策に関する事。 2 災害予算の編成及び資金の調達に関する事。 3 災害経費の経理に関する事。 4 応急資材全般の調査及び調達物品の受払いに関する事。 5 応急資材供給先との連絡調整に関する事。 6 各班業務の協力に関する事。</td> </tr> <tr> <td>調査班</td> <td>1 一般的被害状況の調査に関する事。（人的被害、住宅被害、非住宅被害） 2 被害に伴う税の減収見込額等の把握に関する事。 3 罹災台帳の作成に関する事。 4 罹災証明書の発行に関する事。 5 各班業務の協力に関する事。</td> </tr> <tr> <td>市民生活班</td> <td>1 災害時の避難誘導に関する事。 2 避難所の設置及び避難所の運営管理並びに連絡調整に関する事。 3 災害時における食糧供給業務に関する事。 4 防疫に要する薬品及び資材の調達並びに防疫班の編成及び防疫の実施に関する事。 5 衛生関係施設の被害調査に関する事。 6 災害時の廃棄物及び汚物処理に関する事。 7 各班業務の協力に関する事。</td> </tr> <tr> <td>市民対策部 救護班</td> <td>1 生活必需品その他応急物資の供給業務に関する事。 2 社会福祉施設の被害調査及び応急処置並びに復旧対策に関する事。 3 日本赤十字社に対する協力要請及び連絡調整に関する事。 4 被災者に対する生活援護（被災者生活支援）に関する事。 5 各班業務の協力に関する事。</td> </tr> <tr> <td>保健予防班</td> <td>1 災害時要援護者の避難誘導に関する事。 2 被災地及び避難所の保健指導及び栄養指導に関する事。 3 <b>空知保健組合員局保健環境部滝川地域保健室</b>との連絡調整に関する事。 4 医療班の支援に関する事。 5 各班業務の協力に関する事。</td> </tr> </tbody> </table>	部 班	業 務 分 担	総括班	1 災害対策本部の設置及び廃止に関する事。 2 災害対策本部の業務に関する事。 3 本部会議に関する事。 4 防災会議に関する事。 5 災害情報の収集及び被害状況報告に関する事。 6 自衛隊の派遣要請に関する事。 7 予報（注意報を含む。）、警報並びに情報等、災害情報の受理及び伝達に関する事。 8 避難勧告又は指示の発令及び解除に関する事。 9 関係機関との連絡調整に関する事。 10 災害日記及び災害記録に関する事。 11 各部各班との連絡調整に関する事。 12 災害救助法の適用に関する事。 13 その他各班に属さない事。	総務班	1 庁内の非常体制に関する事。 2 職員の動員計画に関する事。 3 職員の非常招集に関する事。 4 動員職員の出勤状況の記録に関する事。 5 災害時における通信機能の確保に関する事。 6 市有車両及び市有車両以外の車両の確保に関する事。 7 災害応急資機材及び物資等の輸送に関する事。 8 防災ボランティアの受入れ及び連絡調整に関する事。 9 義援物資及び義援金の受入れ及び配分に関する事。 10 災害見舞者及び視察者の対応に関する事。 11 災害区域視察に関する事。 12 総括班の支援に関する事。	企画・広報班	1 国、道及び関係機関への陳情及び要望に関する事。 2 災害状況の公表に関する事。 3 住民に対する災害広報に関する事。 4 報道機関との連絡調整に関する事。 5 災害報道記事及び記録写真の作成及び災害統計に関する事。 6 総合的な災害記録の作成及び災害統計に関する事。 7 <b>住民組織との連絡及び協力に関する事。</b> 8 <b>被災者からの陳情等の処理に関する事。</b> 9 <b>災害に関する相談及び苦情処理に関する事。</b> 10 各班業務の協力に関する事。	財務班	1 市有財産の被害調査及び災害応急対策に関する事。 2 災害予算の編成及び資金の調達に関する事。 3 災害経費の経理に関する事。 4 応急資材全般の調査及び調達物品の受払いに関する事。 5 応急資材供給先との連絡調整に関する事。 6 各班業務の協力に関する事。	調査班	1 一般的被害状況の調査に関する事。（人的被害、住宅被害、非住宅被害） 2 被害に伴う税の減収見込額等の把握に関する事。 3 罹災台帳の作成に関する事。 4 罹災証明書の発行に関する事。 5 各班業務の協力に関する事。	市民生活班	1 災害時の避難誘導に関する事。 2 避難所の設置及び避難所の運営管理並びに連絡調整に関する事。 3 災害時における食糧供給業務に関する事。 4 防疫に要する薬品及び資材の調達並びに防疫班の編成及び防疫の実施に関する事。 5 衛生関係施設の被害調査に関する事。 6 災害時の廃棄物及び汚物処理に関する事。 7 各班業務の協力に関する事。	市民対策部 救護班	1 生活必需品その他応急物資の供給業務に関する事。 2 社会福祉施設の被害調査及び応急処置並びに復旧対策に関する事。 3 日本赤十字社に対する協力要請及び連絡調整に関する事。 4 被災者に対する生活援護（被災者生活支援）に関する事。 5 各班業務の協力に関する事。	保健予防班	1 災害時要援護者の避難誘導に関する事。 2 被災地及び避難所の保健指導及び栄養指導に関する事。 3 <b>空知保健組合員局保健環境部滝川地域保健室</b> との連絡調整に関する事。 4 医療班の支援に関する事。 5 各班業務の協力に関する事。	<p>別表第2（第2章第1節関係）</p> <p>水防本部の業務分担</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部 班</th> <th>業 務 分 担</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総括班</td> <td>1 災害対策本部の設置及び廃止に関する事。 2 災害対策本部の業務に関する事。 3 本部会議に関する事。 4 防災会議に関する事。 5 災害情報の収集及び被害状況報告に関する事。 6 自衛隊の派遣要請に関する事。 7 予報（注意報を含む。）、警報並びに情報等、災害情報の受理及び伝達に関する事。 8 避難勧告又は指示の発令及び解除に関する事。 9 関係機関との連絡調整に関する事。 10 災害日記及び災害記録に関する事。 11 各部各班との連絡調整に関する事。 12 災害救助法の適用に関する事。 13 その他各班に属さない事。</td> </tr> <tr> <td>総務班</td> <td>1 庁内の非常体制に関する事。 2 職員の動員計画に関する事。 3 職員の非常招集に関する事。 4 動員職員の出勤状況の記録に関する事。 5 災害時における通信機能の確保に関する事。 6 市有車両及び市有車両以外の車両の確保に関する事。 7 災害応急資機材及び物資等の輸送に関する事。 8 防災ボランティアの受入れ及び連絡調整に関する事。 9 義援物資及び義援金の受入れ及び配分に関する事。 10 災害見舞者及び視察者の対応に関する事。 11 災害区域視察に関する事。 12 総括班の支援に関する事。</td> </tr> <tr> <td>企画・広報班</td> <td>1 国、道及び関係機関への陳情及び要望に関する事。 2 災害状況の公表に関する事。 3 住民に対する災害広報に関する事。 4 報道機関との連絡調整に関する事。 5 災害報道記事及び記録写真の作成及び災害統計に関する事。 6 総合的な災害記録の作成及び災害統計に関する事。 7 各班業務の協力に関する事。</td> </tr> <tr> <td>財務班</td> <td>1 市有財産の被害調査及び災害応急対策に関する事。 2 災害予算の編成及び資金の調達に関する事。 3 災害経費の経理に関する事。 4 応急資材全般の調査及び調達物品の受払いに関する事。 5 応急資材供給先との連絡調整に関する事。 6 各班業務の協力に関する事。</td> </tr> <tr> <td>調査班</td> <td>1 一般的被害状況の調査に関する事。（人的被害、住宅被害、非住宅被害） 2 被害に伴う税の減収見込額等の把握に関する事。 3 罹災台帳の作成に関する事。 4 罹災証明書の発行に関する事。 5 各班業務の協力に関する事。</td> </tr> <tr> <td>市民生活班</td> <td>1 <b>住民組織との連絡及び協力に関する事。</b> 2 災害時の避難誘導に関する事。 3 避難所の設置及び避難所の運営管理並びに連絡調整に関する事。 4 災害時における食糧供給業務に関する事。 5 <b>被災者からの陳情等の処理に関する事。</b> 6 <b>災害に関する相談及び苦情処理に関する事。</b> 7 防疫に要する薬品及び資材の調達並びに防疫班の編成及び防疫の実施に関する事。 8 衛生関係施設の被害調査に関する事。 9 災害時の廃棄物及び汚物処理に関する事。 10 各班業務の協力に関する事。</td> </tr> <tr> <td>市民対策部 救護班</td> <td>1 生活必需品その他応急物資の供給業務に関する事。 2 社会福祉施設の被害調査及び応急処置並びに復旧対策に関する事。 3 日本赤十字社に対する協力要請及び連絡調整に関する事。 4 被災者に対する生活援護に関する事。 5 各班業務の協力に関する事。</td> </tr> <tr> <td>保健予防班</td> <td>1 災害時要援護者の避難誘導に関する事。 2 被災地及び避難所の保健指導及び栄養指導に関する事。 3 <b>空知保健福祉事務所滝川地域保健部</b>との連絡調整に関する事。 4 医療班の支援に関する事。 5 各班業務の協力に関する事。</td> </tr> </tbody> </table>	部 班	業 務 分 担	総括班	1 災害対策本部の設置及び廃止に関する事。 2 災害対策本部の業務に関する事。 3 本部会議に関する事。 4 防災会議に関する事。 5 災害情報の収集及び被害状況報告に関する事。 6 自衛隊の派遣要請に関する事。 7 予報（注意報を含む。）、警報並びに情報等、災害情報の受理及び伝達に関する事。 8 避難勧告又は指示の発令及び解除に関する事。 9 関係機関との連絡調整に関する事。 10 災害日記及び災害記録に関する事。 11 各部各班との連絡調整に関する事。 12 災害救助法の適用に関する事。 13 その他各班に属さない事。	総務班	1 庁内の非常体制に関する事。 2 職員の動員計画に関する事。 3 職員の非常招集に関する事。 4 動員職員の出勤状況の記録に関する事。 5 災害時における通信機能の確保に関する事。 6 市有車両及び市有車両以外の車両の確保に関する事。 7 災害応急資機材及び物資等の輸送に関する事。 8 防災ボランティアの受入れ及び連絡調整に関する事。 9 義援物資及び義援金の受入れ及び配分に関する事。 10 災害見舞者及び視察者の対応に関する事。 11 災害区域視察に関する事。 12 総括班の支援に関する事。	企画・広報班	1 国、道及び関係機関への陳情及び要望に関する事。 2 災害状況の公表に関する事。 3 住民に対する災害広報に関する事。 4 報道機関との連絡調整に関する事。 5 災害報道記事及び記録写真の作成及び災害統計に関する事。 6 総合的な災害記録の作成及び災害統計に関する事。 7 各班業務の協力に関する事。	財務班	1 市有財産の被害調査及び災害応急対策に関する事。 2 災害予算の編成及び資金の調達に関する事。 3 災害経費の経理に関する事。 4 応急資材全般の調査及び調達物品の受払いに関する事。 5 応急資材供給先との連絡調整に関する事。 6 各班業務の協力に関する事。	調査班	1 一般的被害状況の調査に関する事。（人的被害、住宅被害、非住宅被害） 2 被害に伴う税の減収見込額等の把握に関する事。 3 罹災台帳の作成に関する事。 4 罹災証明書の発行に関する事。 5 各班業務の協力に関する事。	市民生活班	1 <b>住民組織との連絡及び協力に関する事。</b> 2 災害時の避難誘導に関する事。 3 避難所の設置及び避難所の運営管理並びに連絡調整に関する事。 4 災害時における食糧供給業務に関する事。 5 <b>被災者からの陳情等の処理に関する事。</b> 6 <b>災害に関する相談及び苦情処理に関する事。</b> 7 防疫に要する薬品及び資材の調達並びに防疫班の編成及び防疫の実施に関する事。 8 衛生関係施設の被害調査に関する事。 9 災害時の廃棄物及び汚物処理に関する事。 10 各班業務の協力に関する事。	市民対策部 救護班	1 生活必需品その他応急物資の供給業務に関する事。 2 社会福祉施設の被害調査及び応急処置並びに復旧対策に関する事。 3 日本赤十字社に対する協力要請及び連絡調整に関する事。 4 被災者に対する生活援護に関する事。 5 各班業務の協力に関する事。	保健予防班	1 災害時要援護者の避難誘導に関する事。 2 被災地及び避難所の保健指導及び栄養指導に関する事。 3 <b>空知保健福祉事務所滝川地域保健部</b> との連絡調整に関する事。 4 医療班の支援に関する事。 5 各班業務の協力に関する事。	<p>市機構改革による修正</p> <p>赤平市独自見直しによる変更</p> <p>支庁制度改革による名称変更</p>
部 班	業 務 分 担																																						
総括班	1 災害対策本部の設置及び廃止に関する事。 2 災害対策本部の業務に関する事。 3 本部会議に関する事。 4 防災会議に関する事。 5 災害情報の収集及び被害状況報告に関する事。 6 自衛隊の派遣要請に関する事。 7 予報（注意報を含む。）、警報並びに情報等、災害情報の受理及び伝達に関する事。 8 避難勧告又は指示の発令及び解除に関する事。 9 関係機関との連絡調整に関する事。 10 災害日記及び災害記録に関する事。 11 各部各班との連絡調整に関する事。 12 災害救助法の適用に関する事。 13 その他各班に属さない事。																																						
総務班	1 庁内の非常体制に関する事。 2 職員の動員計画に関する事。 3 職員の非常招集に関する事。 4 動員職員の出勤状況の記録に関する事。 5 災害時における通信機能の確保に関する事。 6 市有車両及び市有車両以外の車両の確保に関する事。 7 災害応急資機材及び物資等の輸送に関する事。 8 防災ボランティアの受入れ及び連絡調整に関する事。 9 義援物資及び義援金の受入れ及び配分に関する事。 10 災害見舞者及び視察者の対応に関する事。 11 災害区域視察に関する事。 12 総括班の支援に関する事。																																						
企画・広報班	1 国、道及び関係機関への陳情及び要望に関する事。 2 災害状況の公表に関する事。 3 住民に対する災害広報に関する事。 4 報道機関との連絡調整に関する事。 5 災害報道記事及び記録写真の作成及び災害統計に関する事。 6 総合的な災害記録の作成及び災害統計に関する事。 7 <b>住民組織との連絡及び協力に関する事。</b> 8 <b>被災者からの陳情等の処理に関する事。</b> 9 <b>災害に関する相談及び苦情処理に関する事。</b> 10 各班業務の協力に関する事。																																						
財務班	1 市有財産の被害調査及び災害応急対策に関する事。 2 災害予算の編成及び資金の調達に関する事。 3 災害経費の経理に関する事。 4 応急資材全般の調査及び調達物品の受払いに関する事。 5 応急資材供給先との連絡調整に関する事。 6 各班業務の協力に関する事。																																						
調査班	1 一般的被害状況の調査に関する事。（人的被害、住宅被害、非住宅被害） 2 被害に伴う税の減収見込額等の把握に関する事。 3 罹災台帳の作成に関する事。 4 罹災証明書の発行に関する事。 5 各班業務の協力に関する事。																																						
市民生活班	1 災害時の避難誘導に関する事。 2 避難所の設置及び避難所の運営管理並びに連絡調整に関する事。 3 災害時における食糧供給業務に関する事。 4 防疫に要する薬品及び資材の調達並びに防疫班の編成及び防疫の実施に関する事。 5 衛生関係施設の被害調査に関する事。 6 災害時の廃棄物及び汚物処理に関する事。 7 各班業務の協力に関する事。																																						
市民対策部 救護班	1 生活必需品その他応急物資の供給業務に関する事。 2 社会福祉施設の被害調査及び応急処置並びに復旧対策に関する事。 3 日本赤十字社に対する協力要請及び連絡調整に関する事。 4 被災者に対する生活援護（被災者生活支援）に関する事。 5 各班業務の協力に関する事。																																						
保健予防班	1 災害時要援護者の避難誘導に関する事。 2 被災地及び避難所の保健指導及び栄養指導に関する事。 3 <b>空知保健組合員局保健環境部滝川地域保健室</b> との連絡調整に関する事。 4 医療班の支援に関する事。 5 各班業務の協力に関する事。																																						
部 班	業 務 分 担																																						
総括班	1 災害対策本部の設置及び廃止に関する事。 2 災害対策本部の業務に関する事。 3 本部会議に関する事。 4 防災会議に関する事。 5 災害情報の収集及び被害状況報告に関する事。 6 自衛隊の派遣要請に関する事。 7 予報（注意報を含む。）、警報並びに情報等、災害情報の受理及び伝達に関する事。 8 避難勧告又は指示の発令及び解除に関する事。 9 関係機関との連絡調整に関する事。 10 災害日記及び災害記録に関する事。 11 各部各班との連絡調整に関する事。 12 災害救助法の適用に関する事。 13 その他各班に属さない事。																																						
総務班	1 庁内の非常体制に関する事。 2 職員の動員計画に関する事。 3 職員の非常招集に関する事。 4 動員職員の出勤状況の記録に関する事。 5 災害時における通信機能の確保に関する事。 6 市有車両及び市有車両以外の車両の確保に関する事。 7 災害応急資機材及び物資等の輸送に関する事。 8 防災ボランティアの受入れ及び連絡調整に関する事。 9 義援物資及び義援金の受入れ及び配分に関する事。 10 災害見舞者及び視察者の対応に関する事。 11 災害区域視察に関する事。 12 総括班の支援に関する事。																																						
企画・広報班	1 国、道及び関係機関への陳情及び要望に関する事。 2 災害状況の公表に関する事。 3 住民に対する災害広報に関する事。 4 報道機関との連絡調整に関する事。 5 災害報道記事及び記録写真の作成及び災害統計に関する事。 6 総合的な災害記録の作成及び災害統計に関する事。 7 各班業務の協力に関する事。																																						
財務班	1 市有財産の被害調査及び災害応急対策に関する事。 2 災害予算の編成及び資金の調達に関する事。 3 災害経費の経理に関する事。 4 応急資材全般の調査及び調達物品の受払いに関する事。 5 応急資材供給先との連絡調整に関する事。 6 各班業務の協力に関する事。																																						
調査班	1 一般的被害状況の調査に関する事。（人的被害、住宅被害、非住宅被害） 2 被害に伴う税の減収見込額等の把握に関する事。 3 罹災台帳の作成に関する事。 4 罹災証明書の発行に関する事。 5 各班業務の協力に関する事。																																						
市民生活班	1 <b>住民組織との連絡及び協力に関する事。</b> 2 災害時の避難誘導に関する事。 3 避難所の設置及び避難所の運営管理並びに連絡調整に関する事。 4 災害時における食糧供給業務に関する事。 5 <b>被災者からの陳情等の処理に関する事。</b> 6 <b>災害に関する相談及び苦情処理に関する事。</b> 7 防疫に要する薬品及び資材の調達並びに防疫班の編成及び防疫の実施に関する事。 8 衛生関係施設の被害調査に関する事。 9 災害時の廃棄物及び汚物処理に関する事。 10 各班業務の協力に関する事。																																						
市民対策部 救護班	1 生活必需品その他応急物資の供給業務に関する事。 2 社会福祉施設の被害調査及び応急処置並びに復旧対策に関する事。 3 日本赤十字社に対する協力要請及び連絡調整に関する事。 4 被災者に対する生活援護に関する事。 5 各班業務の協力に関する事。																																						
保健予防班	1 災害時要援護者の避難誘導に関する事。 2 被災地及び避難所の保健指導及び栄養指導に関する事。 3 <b>空知保健福祉事務所滝川地域保健部</b> との連絡調整に関する事。 4 医療班の支援に関する事。 5 各班業務の協力に関する事。																																						
3																																							

頁	変更	現行	変更理由												
3	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="197 236 230 432">産業班</td> <td data-bbox="230 236 983 571"> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における消費物資の確保及び物価安定に関する事。</li> <li>2 被災商工業者の金融相談に関する事。</li> <li>3 被災商工業者の振興に関する事。</li> <li>4 被災商工業の被害調査及び復旧対策に関する事。</li> <li>5 災害時における労働者の雇上げその他労働供給に関する事。</li> <li>6 災害時における商工業関係機関との連絡調整に関する事。</li> <li>7 農林水産業の被害調査及び応急措置並びに復旧対策に関する事。</li> <li>8 被災農家の援護に関する事。</li> <li>9 農業被害対策補償及び被災農家に対する融資に関する事。</li> <li>10 被災地の病虫害防除に関する事。</li> <li>11 被災地の家畜の防疫及び飼料の確保に関する事。</li> <li>12 救農土木事業に関する事。</li> <li>13 災害時における農業関係機関との連絡調整に関する事。</li> <li>14 各班業務の協力に関する事。</li> </ol> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 571 230 715">産経建設対策部</td> <td data-bbox="230 571 983 911"> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 応急仮設住宅等の建設に関する事。</li> <li>2 被災地住宅応急修理に関する事。</li> <li>3 建築物の安全対策に関する事。</li> <li>4 被災地における建築相談及び制限に関する事。</li> <li>5 災害時における住宅相談に関する事。</li> <li>6 災害時における建物の融資制度及び貸付相談に関する事。</li> <li>7 住家被害の認定に関する事。</li> <li>8 公共建築物及び市営住宅の被害調査及び応急措置並びに復旧対策に関する事。</li> <li>9 道路、橋梁、河川の被害調査及び応急措置並びに災害復旧に関する事。</li> <li>10 都市公園施設その他都市計画関係施設の被害調査及び応急措置並びに災害復旧に関する事。</li> <li>11 災害危険区域の警戒巡視に関する事。</li> <li>12 災害応急用資機材の確保に関する事。</li> <li>13 道路、河川等における障害物除去に関する事。</li> <li>14 各班業務の協力に関する事。</li> </ol> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 911 230 1054">上下水道班</td> <td data-bbox="230 911 983 1054"> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 上下水道施設の被害調査及び応急措置並びに復旧対策に関する事。</li> <li>2 災害時における飲料水の確保及び供給に関する事。</li> <li>3 応急給水に関する事。</li> <li>4 水源地の管理及び水質保全に関する事。</li> <li>5 給水広報に関する事。</li> <li>6 各班業務の協力に関する事。</li> </ol> </td> </tr> </table>	産業班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における消費物資の確保及び物価安定に関する事。</li> <li>2 被災商工業者の金融相談に関する事。</li> <li>3 被災商工業者の振興に関する事。</li> <li>4 被災商工業の被害調査及び復旧対策に関する事。</li> <li>5 災害時における労働者の雇上げその他労働供給に関する事。</li> <li>6 災害時における商工業関係機関との連絡調整に関する事。</li> <li>7 農林水産業の被害調査及び応急措置並びに復旧対策に関する事。</li> <li>8 被災農家の援護に関する事。</li> <li>9 農業被害対策補償及び被災農家に対する融資に関する事。</li> <li>10 被災地の病虫害防除に関する事。</li> <li>11 被災地の家畜の防疫及び飼料の確保に関する事。</li> <li>12 救農土木事業に関する事。</li> <li>13 災害時における農業関係機関との連絡調整に関する事。</li> <li>14 各班業務の協力に関する事。</li> </ol>	産経建設対策部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 応急仮設住宅等の建設に関する事。</li> <li>2 被災地住宅応急修理に関する事。</li> <li>3 建築物の安全対策に関する事。</li> <li>4 被災地における建築相談及び制限に関する事。</li> <li>5 災害時における住宅相談に関する事。</li> <li>6 災害時における建物の融資制度及び貸付相談に関する事。</li> <li>7 住家被害の認定に関する事。</li> <li>8 公共建築物及び市営住宅の被害調査及び応急措置並びに復旧対策に関する事。</li> <li>9 道路、橋梁、河川の被害調査及び応急措置並びに災害復旧に関する事。</li> <li>10 都市公園施設その他都市計画関係施設の被害調査及び応急措置並びに災害復旧に関する事。</li> <li>11 災害危険区域の警戒巡視に関する事。</li> <li>12 災害応急用資機材の確保に関する事。</li> <li>13 道路、河川等における障害物除去に関する事。</li> <li>14 各班業務の協力に関する事。</li> </ol>	上下水道班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 上下水道施設の被害調査及び応急措置並びに復旧対策に関する事。</li> <li>2 災害時における飲料水の確保及び供給に関する事。</li> <li>3 応急給水に関する事。</li> <li>4 水源地の管理及び水質保全に関する事。</li> <li>5 給水広報に関する事。</li> <li>6 各班業務の協力に関する事。</li> </ol>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1014 236 1048 432">産業班</td> <td data-bbox="1048 236 1785 571"> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における消費物資の確保及び物価安定に関する事。</li> <li>2 被災商工業者の金融相談に関する事。</li> <li>3 被災商工業者の振興に関する事。</li> <li>4 被災商工業の被害調査及び復旧対策に関する事。</li> <li>5 災害時における労働者の雇上げその他労働供給に関する事。</li> <li>6 災害時における商工業関係機関との連絡調整に関する事。</li> <li>7 農林水産業の被害調査及び応急措置並びに復旧対策に関する事。</li> <li>8 被災農家の援護に関する事。</li> <li>9 農業被害対策補償及び被災農家に対する融資に関する事。</li> <li>10 被災地の病虫害防除に関する事。</li> <li>11 被災地の家畜の防疫及び飼料の確保に関する事。</li> <li>12 救農土木事業に関する事。</li> <li>13 災害時における農業関係機関との連絡調整に関する事。</li> <li>14 各班業務の協力に関する事。</li> </ol> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1014 571 1048 715">産経建設対策部</td> <td data-bbox="1048 571 1785 874"> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 応急仮設住宅等の建設に関する事。</li> <li>2 被災地住宅応急修理に関する事。</li> <li>3 建築物の安全対策に関する事。</li> <li>4 被災地における建築相談及び制限に関する事。</li> <li>5 災害時における住宅相談に関する事。</li> <li>6 災害時における建物の融資制度及び貸付相談に関する事。</li> <li>7 公共建築物及び市営住宅の被害調査及び応急措置並びに復旧対策に関する事。</li> <li>8 道路、橋梁、河川の被害調査及び応急措置並びに災害復旧に関する事。</li> <li>9 都市公園施設その他都市計画関係施設の被害調査及び応急措置並びに災害復旧に関する事。</li> <li>10 災害危険区域の警戒巡視に関する事。</li> <li>11 災害応急用資機材の確保に関する事。</li> <li>12 道路、河川等における障害物除去に関する事。</li> <li>13 各班業務の協力に関する事。</li> </ol> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1014 874 1048 1018">上下水道班</td> <td data-bbox="1048 874 1785 1018"> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 上下水道施設の被害調査及び応急措置並びに復旧対策に関する事。</li> <li>2 災害時における飲料水の確保及び供給に関する事。</li> <li>3 応急給水に関する事。</li> <li>4 水源地の管理及び水質保全に関する事。</li> <li>5 給水広報に関する事。</li> <li>6 各班業務の協力に関する事。</li> </ol> </td> </tr> </table>	産業班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における消費物資の確保及び物価安定に関する事。</li> <li>2 被災商工業者の金融相談に関する事。</li> <li>3 被災商工業者の振興に関する事。</li> <li>4 被災商工業の被害調査及び復旧対策に関する事。</li> <li>5 災害時における労働者の雇上げその他労働供給に関する事。</li> <li>6 災害時における商工業関係機関との連絡調整に関する事。</li> <li>7 農林水産業の被害調査及び応急措置並びに復旧対策に関する事。</li> <li>8 被災農家の援護に関する事。</li> <li>9 農業被害対策補償及び被災農家に対する融資に関する事。</li> <li>10 被災地の病虫害防除に関する事。</li> <li>11 被災地の家畜の防疫及び飼料の確保に関する事。</li> <li>12 救農土木事業に関する事。</li> <li>13 災害時における農業関係機関との連絡調整に関する事。</li> <li>14 各班業務の協力に関する事。</li> </ol>	産経建設対策部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 応急仮設住宅等の建設に関する事。</li> <li>2 被災地住宅応急修理に関する事。</li> <li>3 建築物の安全対策に関する事。</li> <li>4 被災地における建築相談及び制限に関する事。</li> <li>5 災害時における住宅相談に関する事。</li> <li>6 災害時における建物の融資制度及び貸付相談に関する事。</li> <li>7 公共建築物及び市営住宅の被害調査及び応急措置並びに復旧対策に関する事。</li> <li>8 道路、橋梁、河川の被害調査及び応急措置並びに災害復旧に関する事。</li> <li>9 都市公園施設その他都市計画関係施設の被害調査及び応急措置並びに災害復旧に関する事。</li> <li>10 災害危険区域の警戒巡視に関する事。</li> <li>11 災害応急用資機材の確保に関する事。</li> <li>12 道路、河川等における障害物除去に関する事。</li> <li>13 各班業務の協力に関する事。</li> </ol>	上下水道班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 上下水道施設の被害調査及び応急措置並びに復旧対策に関する事。</li> <li>2 災害時における飲料水の確保及び供給に関する事。</li> <li>3 応急給水に関する事。</li> <li>4 水源地の管理及び水質保全に関する事。</li> <li>5 給水広報に関する事。</li> <li>6 各班業務の協力に関する事。</li> </ol>	赤平市独自見直しによる変更
産業班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における消費物資の確保及び物価安定に関する事。</li> <li>2 被災商工業者の金融相談に関する事。</li> <li>3 被災商工業者の振興に関する事。</li> <li>4 被災商工業の被害調査及び復旧対策に関する事。</li> <li>5 災害時における労働者の雇上げその他労働供給に関する事。</li> <li>6 災害時における商工業関係機関との連絡調整に関する事。</li> <li>7 農林水産業の被害調査及び応急措置並びに復旧対策に関する事。</li> <li>8 被災農家の援護に関する事。</li> <li>9 農業被害対策補償及び被災農家に対する融資に関する事。</li> <li>10 被災地の病虫害防除に関する事。</li> <li>11 被災地の家畜の防疫及び飼料の確保に関する事。</li> <li>12 救農土木事業に関する事。</li> <li>13 災害時における農業関係機関との連絡調整に関する事。</li> <li>14 各班業務の協力に関する事。</li> </ol>														
産経建設対策部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 応急仮設住宅等の建設に関する事。</li> <li>2 被災地住宅応急修理に関する事。</li> <li>3 建築物の安全対策に関する事。</li> <li>4 被災地における建築相談及び制限に関する事。</li> <li>5 災害時における住宅相談に関する事。</li> <li>6 災害時における建物の融資制度及び貸付相談に関する事。</li> <li>7 住家被害の認定に関する事。</li> <li>8 公共建築物及び市営住宅の被害調査及び応急措置並びに復旧対策に関する事。</li> <li>9 道路、橋梁、河川の被害調査及び応急措置並びに災害復旧に関する事。</li> <li>10 都市公園施設その他都市計画関係施設の被害調査及び応急措置並びに災害復旧に関する事。</li> <li>11 災害危険区域の警戒巡視に関する事。</li> <li>12 災害応急用資機材の確保に関する事。</li> <li>13 道路、河川等における障害物除去に関する事。</li> <li>14 各班業務の協力に関する事。</li> </ol>														
上下水道班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 上下水道施設の被害調査及び応急措置並びに復旧対策に関する事。</li> <li>2 災害時における飲料水の確保及び供給に関する事。</li> <li>3 応急給水に関する事。</li> <li>4 水源地の管理及び水質保全に関する事。</li> <li>5 給水広報に関する事。</li> <li>6 各班業務の協力に関する事。</li> </ol>														
産業班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における消費物資の確保及び物価安定に関する事。</li> <li>2 被災商工業者の金融相談に関する事。</li> <li>3 被災商工業者の振興に関する事。</li> <li>4 被災商工業の被害調査及び復旧対策に関する事。</li> <li>5 災害時における労働者の雇上げその他労働供給に関する事。</li> <li>6 災害時における商工業関係機関との連絡調整に関する事。</li> <li>7 農林水産業の被害調査及び応急措置並びに復旧対策に関する事。</li> <li>8 被災農家の援護に関する事。</li> <li>9 農業被害対策補償及び被災農家に対する融資に関する事。</li> <li>10 被災地の病虫害防除に関する事。</li> <li>11 被災地の家畜の防疫及び飼料の確保に関する事。</li> <li>12 救農土木事業に関する事。</li> <li>13 災害時における農業関係機関との連絡調整に関する事。</li> <li>14 各班業務の協力に関する事。</li> </ol>														
産経建設対策部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 応急仮設住宅等の建設に関する事。</li> <li>2 被災地住宅応急修理に関する事。</li> <li>3 建築物の安全対策に関する事。</li> <li>4 被災地における建築相談及び制限に関する事。</li> <li>5 災害時における住宅相談に関する事。</li> <li>6 災害時における建物の融資制度及び貸付相談に関する事。</li> <li>7 公共建築物及び市営住宅の被害調査及び応急措置並びに復旧対策に関する事。</li> <li>8 道路、橋梁、河川の被害調査及び応急措置並びに災害復旧に関する事。</li> <li>9 都市公園施設その他都市計画関係施設の被害調査及び応急措置並びに災害復旧に関する事。</li> <li>10 災害危険区域の警戒巡視に関する事。</li> <li>11 災害応急用資機材の確保に関する事。</li> <li>12 道路、河川等における障害物除去に関する事。</li> <li>13 各班業務の協力に関する事。</li> </ol>														
上下水道班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 上下水道施設の被害調査及び応急措置並びに復旧対策に関する事。</li> <li>2 災害時における飲料水の確保及び供給に関する事。</li> <li>3 応急給水に関する事。</li> <li>4 水源地の管理及び水質保全に関する事。</li> <li>5 給水広報に関する事。</li> <li>6 各班業務の協力に関する事。</li> </ol>														
4	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="197 1225 230 1422">教育対策部</td> <td data-bbox="230 1123 983 1422"> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 学校教育施設の被害調査及び応急措置並びに復旧対策に関する事。</li> <li>2 被災児童及び生徒の応急教育に関する事。</li> <li>3 被災児童及び生徒の医療、防疫及び給食等に関する事。</li> <li>4 被災児童及び生徒の学用品等の配給に関する事。</li> <li>5 被災時における児童及び生徒の避難誘導対策に関する事。</li> <li>6 社会教育施設の被害調査及び応急措置並びに復旧対策に関する事。</li> <li>7 社会教育施設利用者の避難誘導対策に関する事。</li> <li>8 社会教育施設の応急利用に関する事。</li> <li>9 文化財の保護及び応急対策に関する事。</li> <li>10 市民対策部市民生活班の行う食糧供給業務の支援に関する事。</li> <li>11 市民対策部市民生活班の行う避難所設置運営業務の支援に関する事。</li> <li>12 各班業務の協力に関する事。</li> </ol> </td> </tr> </table>	教育対策部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 学校教育施設の被害調査及び応急措置並びに復旧対策に関する事。</li> <li>2 被災児童及び生徒の応急教育に関する事。</li> <li>3 被災児童及び生徒の医療、防疫及び給食等に関する事。</li> <li>4 被災児童及び生徒の学用品等の配給に関する事。</li> <li>5 被災時における児童及び生徒の避難誘導対策に関する事。</li> <li>6 社会教育施設の被害調査及び応急措置並びに復旧対策に関する事。</li> <li>7 社会教育施設利用者の避難誘導対策に関する事。</li> <li>8 社会教育施設の応急利用に関する事。</li> <li>9 文化財の保護及び応急対策に関する事。</li> <li>10 市民対策部市民生活班の行う食糧供給業務の支援に関する事。</li> <li>11 市民対策部市民生活班の行う避難所設置運営業務の支援に関する事。</li> <li>12 各班業務の協力に関する事。</li> </ol>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1014 1225 1048 1422">教育対策部</td> <td data-bbox="1048 1123 1785 1422"> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 学校教育施設の被害調査及び応急措置並びに復旧対策に関する事。</li> <li>2 被災児童及び生徒の応急教育に関する事。</li> <li>3 被災児童及び生徒の医療、防疫及び給食等に関する事。</li> <li>4 被災児童及び生徒の学用品等の配給に関する事。</li> <li>5 被災時における児童及び生徒の避難誘導対策に関する事。</li> <li>6 社会教育施設の被害調査及び応急措置並びに復旧対策に関する事。</li> <li>7 社会教育施設利用者の避難誘導対策に関する事。</li> <li>8 社会教育施設の応急利用に関する事。</li> <li>9 文化財の保護及び応急対策に関する事。</li> <li>10 市民部市民生活班の行う食糧供給業務の支援に関する事。</li> <li>11 各班業務の協力に関する事。</li> </ol> </td> </tr> </table>	教育対策部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 学校教育施設の被害調査及び応急措置並びに復旧対策に関する事。</li> <li>2 被災児童及び生徒の応急教育に関する事。</li> <li>3 被災児童及び生徒の医療、防疫及び給食等に関する事。</li> <li>4 被災児童及び生徒の学用品等の配給に関する事。</li> <li>5 被災時における児童及び生徒の避難誘導対策に関する事。</li> <li>6 社会教育施設の被害調査及び応急措置並びに復旧対策に関する事。</li> <li>7 社会教育施設利用者の避難誘導対策に関する事。</li> <li>8 社会教育施設の応急利用に関する事。</li> <li>9 文化財の保護及び応急対策に関する事。</li> <li>10 市民部市民生活班の行う食糧供給業務の支援に関する事。</li> <li>11 各班業務の協力に関する事。</li> </ol>	機構改革に伴う変更  赤平市独自見直しによる変更								
教育対策部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 学校教育施設の被害調査及び応急措置並びに復旧対策に関する事。</li> <li>2 被災児童及び生徒の応急教育に関する事。</li> <li>3 被災児童及び生徒の医療、防疫及び給食等に関する事。</li> <li>4 被災児童及び生徒の学用品等の配給に関する事。</li> <li>5 被災時における児童及び生徒の避難誘導対策に関する事。</li> <li>6 社会教育施設の被害調査及び応急措置並びに復旧対策に関する事。</li> <li>7 社会教育施設利用者の避難誘導対策に関する事。</li> <li>8 社会教育施設の応急利用に関する事。</li> <li>9 文化財の保護及び応急対策に関する事。</li> <li>10 市民対策部市民生活班の行う食糧供給業務の支援に関する事。</li> <li>11 市民対策部市民生活班の行う避難所設置運営業務の支援に関する事。</li> <li>12 各班業務の協力に関する事。</li> </ol>														
教育対策部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 学校教育施設の被害調査及び応急措置並びに復旧対策に関する事。</li> <li>2 被災児童及び生徒の応急教育に関する事。</li> <li>3 被災児童及び生徒の医療、防疫及び給食等に関する事。</li> <li>4 被災児童及び生徒の学用品等の配給に関する事。</li> <li>5 被災時における児童及び生徒の避難誘導対策に関する事。</li> <li>6 社会教育施設の被害調査及び応急措置並びに復旧対策に関する事。</li> <li>7 社会教育施設利用者の避難誘導対策に関する事。</li> <li>8 社会教育施設の応急利用に関する事。</li> <li>9 文化財の保護及び応急対策に関する事。</li> <li>10 市民部市民生活班の行う食糧供給業務の支援に関する事。</li> <li>11 各班業務の協力に関する事。</li> </ol>														

頁	変更	現行	変更理由
5	<p>別表第3（第2章第1節関係）</p> <p style="text-align: center;">消防機関の組織</p> <pre> graph TD     A[消防本部(署)] --&gt; B[消防長]     A --&gt; C[次長]     C --&gt; D[総務課長]     C --&gt; E[予防担当主幹]     C --&gt; F[防災担当主幹]     C --&gt; G[署長]     D --&gt; H[総務担当主幹(総務課長兼務)]     D --&gt; I[消防団係]     H --&gt; J[総務係]     G --&gt; K[警防担当主幹]     G --&gt; L[救急担当主幹(署長兼務)]     K --&gt; M[警防係]     L --&gt; N[救急係]     </pre>	<p>別表第3（第2章第1節関係）</p> <p style="text-align: center;">消防機関の組織</p> <pre> graph TD     A[消防本部(署)] --&gt; B[消防長]     A --&gt; C[次長]     C --&gt; D[総務担当主幹]     C --&gt; E[消防団担当主幹]     C --&gt; F[予防担当主幹]     C --&gt; G[防災担当主幹]     C --&gt; H[署長]     D --&gt; I[総務係]     H --&gt; J[警防担当主幹]     H --&gt; K[救急担当主幹]     J --&gt; L[警防係]     K --&gt; M[救急係]     </pre>	<p style="text-align: center;">機構改革に伴う変更</p>

変更

現行

変更理由

6

別表第4（第3章第1節関係）

警戒防犯区域

1 重要水防区域

国番	危険区域の現況										予想される被害		整備計画							
	地区名	水系名	河川名	流心距離(km)	危険区域延長(km)	災害の要因	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他	実施機関	概要	指定機関	法令名	指定年月日	指定番号	全部	一部	実施機関	概要
水1	共和町	石狩川	1級空知川	12.45	右岸 1,650	氾濫	6		市道共和本通他 2,894m	住20ha	石狩川 開発建設部								計画検討中	
水2	百戸地先	石狩川	1級空知川	21.00	右岸 1,750	氾濫	6		市道渡船場通他 817m		石狩川 開発建設部								計画検討中	
水3	東文京町	石狩川	普通古野川	空知川合流点 0.65~2.65	両岸 4,000	氾濫	20		市道豊通		赤平市								計画検討中	
水4	住友	石狩川	普通小町川	空知川合流点 0.65~0.85	両岸 400	氾濫	30		市道東大町通	JR根室本線 0.1km	赤平市								計画検討中	
水5	茂尻	石狩川	普通千曲川	空知川合流点 0.80~1.04	両岸 240	氾濫	8		市道千曲川通		赤平市								計画検討中	
水6	若木町	石狩川	普通朝開川	空知川合流点 0.60~0.82	両岸 220	氾濫	6		市道若木西1号線		赤平市								計画検討中	
水7	東豊里町	石狩川	普通三戸の沢川	空知川合流点 0.70~1.00	両岸 600	氾濫	6		市道三戸の沢線	畑4ha	赤平市								計画検討中	
水8	平岸	石狩川	普通平岸川	空知川合流点 0.09~0.34	両岸 500	氾濫	10		市道平岸西本通		赤平市								計画検討中	
水9	東豊里町	石狩川	普通長田の沢川	空知川合流点 18.20~18.50	右岸 500	氾濫	3		市道長田の沢線	畑10ha	赤平市								計画検討中	
水10	平岸	石狩川	普通ヒラギン川	空知川合流点 0.50~0.90	左岸 400	氾濫	5		市道平岸通		赤平市								計画検討中	
水11	幌岡町	石狩川	1級幌倉川	空知川合流点 0.50~2.90	両岸	氾濫	15		市道幌岡通字線 幌岡橋通	畑20ha	道							空知川合流点から国道 38号まで護岸整備済	計画検討中	
水12	美園町	石狩川	1級ハクシツップ オモイナイ川	空知川合流点 0.50~0.80	左岸	氾濫	5		市道赤平志内線		道								計画検討中	
水13	エルム町	石狩川	1級赤間の沢川	空知川合流点 2.00~2.30	右岸	氾濫	6		市道赤間の沢線	畑10ha 畑15ha	道								計画検討中	
水14	大谷沢	石狩川	1級ヘンク キブシナイ川	空知川合流点 2.80~3.10	両岸	氾濫	7		市道大谷沢線	畑5ha 畑15ha	道								計画検討中	

7

2 市街地における低地帯の浸水危険区域

国番	危険区域の現況										予想される被害		法令等における指定状況				整備計画								
	地区名	場所	危険区域面積(ha)	災害の要因	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他	指定機関	法令名	指定年月日	指定番号	全部	一部	実施機関	概要	指定機関	法令名	指定年月日	指定番号	全部	一部	実施機関	概要	
浸1	泉町 錦町		3.0	内水滞留	18										赤平市	昭和51年 内水排除施設完成								赤平市	昭和51年 内水排除施設完成
浸2	西文京町		3.0	内水滞留	94	西文京公園1	市道西文1条通 西文2丁目通 西文1丁目通								赤平市	昭和51年 内水排除施設完成								赤平市	昭和51年 内水排除施設完成
浸3	平岸	平岸仲町	0.5	下水路 排水不能	10		市道平岸仲町本通 国道38号0.1km	JR根室本線 0.1km							赤平市	平成10年 排水路整備								赤平市	平成10年 排水路整備
浸4	昭和町		0.6	下水路 排水不能	16		市道昭和6号線	JR根室本線 0.1km							赤平市	平成4年 排水路整備								赤平市	平成4年 排水路整備
浸5	桜木町		0.3	下水路 排水不能	10		市道赤平滝川線	JR根室本線 0.1km							赤平市	平成4年 排水路整備								赤平市	平成4年 排水路整備
浸6	百戸町		0.6	下水路 排水不能	0		市道赤平別線 市道百戸東1号通								赤平市	平成5~6年 排水路整備								赤平市	平成5~6年 排水路整備

別表第4（第3章第1節関係）

警戒防犯区域

1 重要水防区域

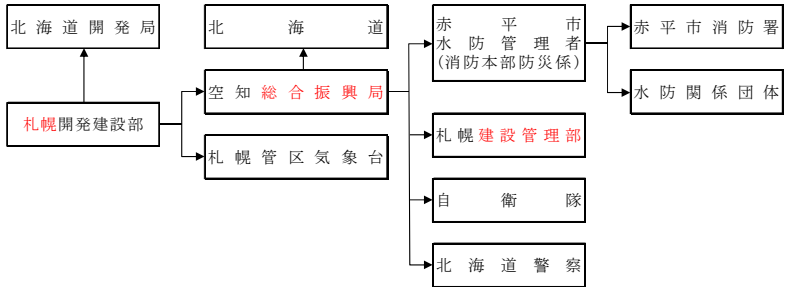
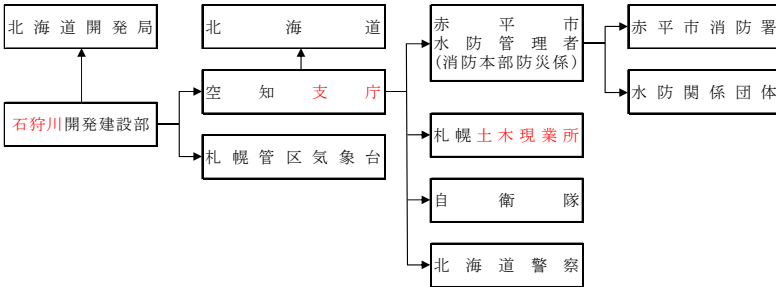
国番	危険区域の現況										予想される被害		整備計画							
	地区名	水系名	河川名	流心距離(km)	危険区域延長(km)	災害の要因	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他	実施機関	概要	指定機関	法令名	指定年月日	指定番号	全部	一部	実施機関	概要
水1	共和町	石狩川	1級空知川	12.45	右岸 1,650	氾濫	8	2	市道共和本通他 2,694m	畑20ha	石狩川 開発建設部								計画検討中	
水2	百戸地先	石狩川	1級空知川	21.00	右岸 1,750	氾濫	1		市道渡船場通他 817m		石狩川 開発建設部								計画検討中	
水3	東文京町	石狩川	普通古野川	空知川合流点 0.65~2.65	両岸 4,000	氾濫	20		市道豊通		赤平市								計画検討中	
水4	住友	石狩川	普通小町川	空知川合流点 0.65~0.85	両岸 400	氾濫	28		市道東大町通	JR根室本線 0.1km	赤平市								計画検討中	
水5	茂尻	石狩川	普通千曲川	空知川合流点 0.80~1.04	両岸 240	氾濫	5		市道千曲川通		赤平市								計画検討中	
水6	若木町	石狩川	普通朝開川	空知川合流点 0.60~0.82	両岸 220	氾濫	6		市道若木西1号線		赤平市								計画検討中	
水7	東豊里町	石狩川	普通三戸の沢川	空知川合流点 0.70~1.00	両岸 600	氾濫	16		市道三戸の沢線	畑4ha	赤平市								計画検討中	
水8	平岸	石狩川	普通平岸川	空知川合流点 0.09~0.34	両岸 500	氾濫	10		市道平岸西本通		赤平市								計画検討中	
水9	東豊里町	石狩川	普通長田の沢川	空知川合流点 18.20~18.50	左岸 500	氾濫	10		市道長田の沢線	畑10ha	赤平市								計画検討中	
水10	平岸	石狩川	普通ヒラギン川	空知川合流点 0.50~0.90	左岸 400	氾濫	5		市道平岸通		赤平市								計画検討中	
水11	幌岡町	石狩川	1級幌倉川	空知川合流点 0.50~2.90	両岸	氾濫	15		市道幌岡通字線 幌岡橋通	畑20ha	道							空知川合流点から国道 38号まで護岸整備済	計画検討中	
水12	美園町	石狩川	1級ハクシツップ オモイナイ川	空知川合流点 0.50~0.80	左岸	氾濫	5		市道赤平志内線		道								計画検討中	
水13	エルム町	石狩川	1級赤間の沢川	空知川合流点 2.00~2.30	右岸	氾濫	6		市道赤間の沢線	畑10ha 畑15ha	道								計画検討中	
水14	大谷沢	石狩川	1級ヘンク キブシナイ川	空知川合流点 2.80~3.10	両岸	氾濫	7		市道大谷沢線	畑5ha 畑15ha	道								計画検討中	

2 市街地における低地帯の浸水危険区域

国番	危険区域の現況										予想される被害		法令等における指定状況				整備計画								
	地区名	場所	危険区域面積(ha)	災害の要因	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他	指定機関	法令名	指定年月日	指定番号	全部	一部	実施機関	概要	指定機関	法令名	指定年月日	指定番号	全部	一部	実施機関	概要	
浸1	泉町 錦町		3.0	内水滞留	57										赤平市	昭和51年 内水排除施設完成								赤平市	昭和51年 内水排除施設完成
浸2	西文京町		3.0	内水滞留	48	西文京公園1	市道西文1条通 西文2丁目通 西文1丁目通								赤平市	昭和51年 内水排除施設完成								赤平市	昭和51年 内水排除施設完成
浸3	平岸	平岸仲町	0.5	下水路 排水不能	17		市道平岸仲町本通 国道38号0.1km	JR根室本線 0.1km							赤平市	平成10年 排水路整備								赤平市	平成10年 排水路整備
浸4	昭和町		0.6	下水路 排水不能	17		市道昭和6号線	JR根室本線 0.1km							赤平市	平成4年 排水路整備								赤平市	平成4年 排水路整備
浸5	桜木町		0.3	下水路 排水不能	8		市道赤平滝川線	JR根室本線 0.1km							赤平市	平成4年 排水路整備								赤平市	平成4年 排水路整備
浸6	百戸町		0.6	下水路 排水不能	26		市道赤平別線 市道百戸東1号通								赤平市	平成5~6年 排水路整備								赤平市	平成5~6年 排水路整備

区域見直しによる修正

頁	変更	現行	変更理由
9	<p>別表第5（第4章第1節関係） 水防活動用予報（注意報を含む）、警報並びに情報等の伝達系統</p> <p>1 水防活動用予報（注意報を含む）、警報並びに情報等</p> <p>※印は警報発表時のみ</p> <p>2 指定河川洪水予報（法第10条第2項、気象業務法第14条の2第2項）</p> <p>※印は警報発表時のみ</p>	<p>別表第5（第4章第1節関係） 水防活動用予報（注意報を含む）、警報並びに情報等の伝達系統</p> <p>1 水防活動用予報（注意報を含む）、警報並びに情報等</p> <p>※印は警報発表時のみ</p> <p>2 指定河川洪水予報（法第10条第2項、気象業務法第14条の2第2項）</p> <p>※印は警報発表時のみ</p>	<p>支庁制度改革による名称変更</p>

頁	変更	現行	変更理由
10	<p>3 水防警報（法第16条）</p> 	<p>3 水防警報（法第16条）</p> 	<p>支庁制度改革及び組織改正による名称変更</p>

頁	変更	現行	変更理由																																																																																																																																																																																																																														
11	<p>別表第6（第4章第2節関係） 水防に関する機関との通信連絡系統</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機 関 名</th> <th rowspan="2">所 在 地</th> <th rowspan="2">連絡責任者</th> <th colspan="3">通 信 系 統</th> </tr> <tr> <th>第1系統 (電話)</th> <th>第2系統</th> <th>第3系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道開発局札幌開発建設部 滝川道路事務所</td> <td>滝川市新町 2丁目1番31号</td> <td>所長</td> <td>0125-22-4147</td> <td>車</td> <td></td> </tr> <tr> <td>北海道開発局札幌開発建設部 空知川河川事務所</td> <td>芦別市滝里町683</td> <td>所長</td> <td>0124-24-4111</td> <td>車</td> <td></td> </tr> <tr> <td>北海道農政事務所 旭川地域センター</td> <td>旭川市宮前通東 4155番31</td> <td>センター長</td> <td>0166-76-1277</td> <td>車</td> <td></td> </tr> <tr> <td>北海道森林管理局 空知森林管理署</td> <td>岩見沢市3条 東17丁目34</td> <td>署長</td> <td>0126-22-1940</td> <td>車</td> <td></td> </tr> <tr> <td>陸上自衛隊滝川駐屯地 第10普通科連隊</td> <td>滝川市泉町 236番地</td> <td>連隊長</td> <td>0125-22-2141</td> <td>車</td> <td></td> </tr> <tr> <td>空知総合振興局</td> <td>岩見沢市8条 西5丁目</td> <td>地域政策課長 (防災担当主査)</td> <td>0126-20-0033</td> <td>総合行政 ネットワーク</td> <td>車</td> </tr> <tr> <td>空知総合振興局保健環境部 滝川地域保健室</td> <td>滝川市緑町 2丁目3番31号</td> <td>室長</td> <td>0125-24-6201</td> <td>車</td> <td></td> </tr> <tr> <td>空知総合振興局森林室</td> <td>岩見沢市北2条 西12丁目1-7</td> <td>室長</td> <td>0126-22-1155</td> <td>車</td> <td></td> </tr> <tr> <td>空知総合振興局札幌建設管理部 滝川出張所</td> <td>滝川市流通団地 3丁目1番5号</td> <td>所長</td> <td>0125-22-3434</td> <td>車</td> <td></td> </tr> <tr> <td>空知農業改良普及センター 中空知支所</td> <td>樺戸郡新十津川町 字花月238-8</td> <td>支所長</td> <td>0125-74-2281</td> <td>車</td> <td></td> </tr> <tr> <td>北海道札幌方面赤歌警察署</td> <td>赤平市東大町 3丁目2番地</td> <td>署長</td> <td>0125-32-0110</td> <td>車</td> <td>徒歩</td> </tr> <tr> <td>東日本電信電話株式会社 北海道支店災害対策室</td> <td>岩見沢市6条 西2丁目</td> <td>岩見沢支店 総括担当</td> <td>0126-25-4461</td> <td>車</td> <td></td> </tr> <tr> <td>北海道旅客鉄道株式会社 滝川駅</td> <td>滝川市栄町 4丁目9番15号</td> <td>駅長</td> <td>0125-23-3169</td> <td>車</td> <td></td> </tr> <tr> <td>北海道電力株式会社 岩見沢支店滝川営業所</td> <td>滝川市西町 1丁目2番3号</td> <td>所長</td> <td>0125-24-7166</td> <td>車</td> <td></td> </tr> <tr> <td>日本郵便株式会社赤平郵便局</td> <td>赤平市東大町 3丁目1番地</td> <td>局長</td> <td>0125-32-3021</td> <td>車</td> <td>徒歩</td> </tr> <tr> <td>赤平市医師会</td> <td>赤平市平岸新光町 2丁目4番地 平岸病院内</td> <td>会長</td> <td>0125-38-8331</td> <td>車</td> <td>徒歩</td> </tr> <tr> <td>赤平市消防本部</td> <td>赤平市大町 1丁目5番地</td> <td>消防長</td> <td>0125-32-3181</td> <td>車</td> <td>徒歩</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	所 在 地	連絡責任者	通 信 系 統			第1系統 (電話)	第2系統	第3系統	北海道開発局札幌開発建設部 滝川道路事務所	滝川市新町 2丁目1番31号	所長	0125-22-4147	車		北海道開発局札幌開発建設部 空知川河川事務所	芦別市滝里町683	所長	0124-24-4111	車		北海道農政事務所 旭川地域センター	旭川市宮前通東 4155番31	センター長	0166-76-1277	車		北海道森林管理局 空知森林管理署	岩見沢市3条 東17丁目34	署長	0126-22-1940	車		陸上自衛隊滝川駐屯地 第10普通科連隊	滝川市泉町 236番地	連隊長	0125-22-2141	車		空知総合振興局	岩見沢市8条 西5丁目	地域政策課長 (防災担当主査)	0126-20-0033	総合行政 ネットワーク	車	空知総合振興局保健環境部 滝川地域保健室	滝川市緑町 2丁目3番31号	室長	0125-24-6201	車		空知総合振興局森林室	岩見沢市北2条 西12丁目1-7	室長	0126-22-1155	車		空知総合振興局札幌建設管理部 滝川出張所	滝川市流通団地 3丁目1番5号	所長	0125-22-3434	車		空知農業改良普及センター 中空知支所	樺戸郡新十津川町 字花月238-8	支所長	0125-74-2281	車		北海道札幌方面赤歌警察署	赤平市東大町 3丁目2番地	署長	0125-32-0110	車	徒歩	東日本電信電話株式会社 北海道支店災害対策室	岩見沢市6条 西2丁目	岩見沢支店 総括担当	0126-25-4461	車		北海道旅客鉄道株式会社 滝川駅	滝川市栄町 4丁目9番15号	駅長	0125-23-3169	車		北海道電力株式会社 岩見沢支店滝川営業所	滝川市西町 1丁目2番3号	所長	0125-24-7166	車		日本郵便株式会社赤平郵便局	赤平市東大町 3丁目1番地	局長	0125-32-3021	車	徒歩	赤平市医師会	赤平市平岸新光町 2丁目4番地 平岸病院内	会長	0125-38-8331	車	徒歩	赤平市消防本部	赤平市大町 1丁目5番地	消防長	0125-32-3181	車	徒歩	<p>別表第6（第4章第2節関係） 水防に関する機関との通信連絡系統</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機 関 名</th> <th rowspan="2">所 在 地</th> <th rowspan="2">連絡責任者</th> <th colspan="3">通 信 系 統</th> </tr> <tr> <th>第1系統 (電話)</th> <th>第2系統</th> <th>第3系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道開発局札幌開発建設部 滝川道路事務所</td> <td>滝川市新町 2丁目1番31号</td> <td>所長</td> <td>0125-22-4147</td> <td>車</td> <td></td> </tr> <tr> <td>北海道開発局石狩川開発建設部 滝川河川事務所</td> <td>樺戸郡新十津川町 字中央89番地</td> <td>所長</td> <td>0125-76-2211</td> <td>車</td> <td></td> </tr> <tr> <td>北海道農政事務所 地域第十一課</td> <td>滝川市東町1丁目1 番9号</td> <td>課長</td> <td>0125-22-1511</td> <td>車</td> <td></td> </tr> <tr> <td>北海道森林管理局 空知森林管理署</td> <td>岩見沢市3条 東17丁目34</td> <td>署長</td> <td>0126-22-1940</td> <td>車</td> <td></td> </tr> <tr> <td>陸上自衛隊滝川駐屯地</td> <td>滝川市泉町 236番地</td> <td>連隊長</td> <td>0125-22-2141</td> <td>車</td> <td></td> </tr> <tr> <td>空知支庁</td> <td>岩見沢市8条 西5丁目</td> <td>地域政策課長 (防災担当主査)</td> <td>0126-20-0033</td> <td>総合行政 ネットワーク</td> <td>車</td> </tr> <tr> <td>空知保健福祉事務所 滝川地域保健部</td> <td>滝川市緑町 2丁目3番31号</td> <td>部長</td> <td>0125-24-6201</td> <td>車</td> <td></td> </tr> <tr> <td>空知森づくりセンター</td> <td>岩見沢市北2条 西12丁目1-7</td> <td>所長</td> <td>0126-22-1155</td> <td>車</td> <td></td> </tr> <tr> <td>札幌土木現業所滝川出張所</td> <td>滝川市流通団地 3丁目1番5号</td> <td>所長</td> <td>0125-22-3434</td> <td>車</td> <td></td> </tr> <tr> <td>空知東部地区農業改良 普及センター</td> <td>滝川市江部乙町 東11丁目5-3</td> <td>所長</td> <td>0125-75-2154</td> <td>車</td> <td></td> </tr> <tr> <td>赤歌警察署</td> <td>赤平市東大町 3丁目2番地</td> <td>署長</td> <td>0125-32-0110</td> <td>車</td> <td>徒歩</td> </tr> <tr> <td>東日本電信電話株式会社 北海道支店災害対策室</td> <td>岩見沢市6条 西2丁目</td> <td>岩見沢支店 総括担当</td> <td>0126-25-4461</td> <td>車</td> <td></td> </tr> <tr> <td>北海道旅客鉄道株式会社 滝川駅</td> <td>滝川市栄町 4丁目9番15号</td> <td>駅長</td> <td>0125-23-3169</td> <td>車</td> <td></td> </tr> <tr> <td>北海道電力株式会社 滝川営業所</td> <td>滝川市西町 1丁目2番3号</td> <td>所長</td> <td>0125-24-7166</td> <td>車</td> <td></td> </tr> <tr> <td>赤平郵便局</td> <td>赤平市東大町 3丁目1番地</td> <td>局長</td> <td>0125-32-3021</td> <td>車</td> <td>徒歩</td> </tr> <tr> <td>赤平市医師会</td> <td>赤平市平岸新光町 2丁目1番地 平岸病院内</td> <td>会長</td> <td>0125-38-8331</td> <td>車</td> <td>徒歩</td> </tr> <tr> <td>赤平市消防本部</td> <td>赤平市大町 1丁目5番地</td> <td>消防長</td> <td>0125-32-3181</td> <td>車</td> <td>徒歩</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	所 在 地	連絡責任者	通 信 系 統			第1系統 (電話)	第2系統	第3系統	北海道開発局札幌開発建設部 滝川道路事務所	滝川市新町 2丁目1番31号	所長	0125-22-4147	車		北海道開発局石狩川開発建設部 滝川河川事務所	樺戸郡新十津川町 字中央89番地	所長	0125-76-2211	車		北海道農政事務所 地域第十一課	滝川市東町1丁目1 番9号	課長	0125-22-1511	車		北海道森林管理局 空知森林管理署	岩見沢市3条 東17丁目34	署長	0126-22-1940	車		陸上自衛隊滝川駐屯地	滝川市泉町 236番地	連隊長	0125-22-2141	車		空知支庁	岩見沢市8条 西5丁目	地域政策課長 (防災担当主査)	0126-20-0033	総合行政 ネットワーク	車	空知保健福祉事務所 滝川地域保健部	滝川市緑町 2丁目3番31号	部長	0125-24-6201	車		空知森づくりセンター	岩見沢市北2条 西12丁目1-7	所長	0126-22-1155	車		札幌土木現業所滝川出張所	滝川市流通団地 3丁目1番5号	所長	0125-22-3434	車		空知東部地区農業改良 普及センター	滝川市江部乙町 東11丁目5-3	所長	0125-75-2154	車		赤歌警察署	赤平市東大町 3丁目2番地	署長	0125-32-0110	車	徒歩	東日本電信電話株式会社 北海道支店災害対策室	岩見沢市6条 西2丁目	岩見沢支店 総括担当	0126-25-4461	車		北海道旅客鉄道株式会社 滝川駅	滝川市栄町 4丁目9番15号	駅長	0125-23-3169	車		北海道電力株式会社 滝川営業所	滝川市西町 1丁目2番3号	所長	0125-24-7166	車		赤平郵便局	赤平市東大町 3丁目1番地	局長	0125-32-3021	車	徒歩	赤平市医師会	赤平市平岸新光町 2丁目1番地 平岸病院内	会長	0125-38-8331	車	徒歩	赤平市消防本部	赤平市大町 1丁目5番地	消防長	0125-32-3181	車	徒歩	<p>各関係機関連絡先の変更 に伴う変更</p>
機 関 名	所 在 地				連絡責任者	通 信 系 統																																																																																																																																																																																																																											
		第1系統 (電話)	第2系統	第3系統																																																																																																																																																																																																																													
北海道開発局札幌開発建設部 滝川道路事務所	滝川市新町 2丁目1番31号	所長	0125-22-4147	車																																																																																																																																																																																																																													
北海道開発局札幌開発建設部 空知川河川事務所	芦別市滝里町683	所長	0124-24-4111	車																																																																																																																																																																																																																													
北海道農政事務所 旭川地域センター	旭川市宮前通東 4155番31	センター長	0166-76-1277	車																																																																																																																																																																																																																													
北海道森林管理局 空知森林管理署	岩見沢市3条 東17丁目34	署長	0126-22-1940	車																																																																																																																																																																																																																													
陸上自衛隊滝川駐屯地 第10普通科連隊	滝川市泉町 236番地	連隊長	0125-22-2141	車																																																																																																																																																																																																																													
空知総合振興局	岩見沢市8条 西5丁目	地域政策課長 (防災担当主査)	0126-20-0033	総合行政 ネットワーク	車																																																																																																																																																																																																																												
空知総合振興局保健環境部 滝川地域保健室	滝川市緑町 2丁目3番31号	室長	0125-24-6201	車																																																																																																																																																																																																																													
空知総合振興局森林室	岩見沢市北2条 西12丁目1-7	室長	0126-22-1155	車																																																																																																																																																																																																																													
空知総合振興局札幌建設管理部 滝川出張所	滝川市流通団地 3丁目1番5号	所長	0125-22-3434	車																																																																																																																																																																																																																													
空知農業改良普及センター 中空知支所	樺戸郡新十津川町 字花月238-8	支所長	0125-74-2281	車																																																																																																																																																																																																																													
北海道札幌方面赤歌警察署	赤平市東大町 3丁目2番地	署長	0125-32-0110	車	徒歩																																																																																																																																																																																																																												
東日本電信電話株式会社 北海道支店災害対策室	岩見沢市6条 西2丁目	岩見沢支店 総括担当	0126-25-4461	車																																																																																																																																																																																																																													
北海道旅客鉄道株式会社 滝川駅	滝川市栄町 4丁目9番15号	駅長	0125-23-3169	車																																																																																																																																																																																																																													
北海道電力株式会社 岩見沢支店滝川営業所	滝川市西町 1丁目2番3号	所長	0125-24-7166	車																																																																																																																																																																																																																													
日本郵便株式会社赤平郵便局	赤平市東大町 3丁目1番地	局長	0125-32-3021	車	徒歩																																																																																																																																																																																																																												
赤平市医師会	赤平市平岸新光町 2丁目4番地 平岸病院内	会長	0125-38-8331	車	徒歩																																																																																																																																																																																																																												
赤平市消防本部	赤平市大町 1丁目5番地	消防長	0125-32-3181	車	徒歩																																																																																																																																																																																																																												
機 関 名	所 在 地	連絡責任者	通 信 系 統																																																																																																																																																																																																																														
			第1系統 (電話)	第2系統	第3系統																																																																																																																																																																																																																												
北海道開発局札幌開発建設部 滝川道路事務所	滝川市新町 2丁目1番31号	所長	0125-22-4147	車																																																																																																																																																																																																																													
北海道開発局石狩川開発建設部 滝川河川事務所	樺戸郡新十津川町 字中央89番地	所長	0125-76-2211	車																																																																																																																																																																																																																													
北海道農政事務所 地域第十一課	滝川市東町1丁目1 番9号	課長	0125-22-1511	車																																																																																																																																																																																																																													
北海道森林管理局 空知森林管理署	岩見沢市3条 東17丁目34	署長	0126-22-1940	車																																																																																																																																																																																																																													
陸上自衛隊滝川駐屯地	滝川市泉町 236番地	連隊長	0125-22-2141	車																																																																																																																																																																																																																													
空知支庁	岩見沢市8条 西5丁目	地域政策課長 (防災担当主査)	0126-20-0033	総合行政 ネットワーク	車																																																																																																																																																																																																																												
空知保健福祉事務所 滝川地域保健部	滝川市緑町 2丁目3番31号	部長	0125-24-6201	車																																																																																																																																																																																																																													
空知森づくりセンター	岩見沢市北2条 西12丁目1-7	所長	0126-22-1155	車																																																																																																																																																																																																																													
札幌土木現業所滝川出張所	滝川市流通団地 3丁目1番5号	所長	0125-22-3434	車																																																																																																																																																																																																																													
空知東部地区農業改良 普及センター	滝川市江部乙町 東11丁目5-3	所長	0125-75-2154	車																																																																																																																																																																																																																													
赤歌警察署	赤平市東大町 3丁目2番地	署長	0125-32-0110	車	徒歩																																																																																																																																																																																																																												
東日本電信電話株式会社 北海道支店災害対策室	岩見沢市6条 西2丁目	岩見沢支店 総括担当	0126-25-4461	車																																																																																																																																																																																																																													
北海道旅客鉄道株式会社 滝川駅	滝川市栄町 4丁目9番15号	駅長	0125-23-3169	車																																																																																																																																																																																																																													
北海道電力株式会社 滝川営業所	滝川市西町 1丁目2番3号	所長	0125-24-7166	車																																																																																																																																																																																																																													
赤平郵便局	赤平市東大町 3丁目1番地	局長	0125-32-3021	車	徒歩																																																																																																																																																																																																																												
赤平市医師会	赤平市平岸新光町 2丁目1番地 平岸病院内	会長	0125-38-8331	車	徒歩																																																																																																																																																																																																																												
赤平市消防本部	赤平市大町 1丁目5番地	消防長	0125-32-3181	車	徒歩																																																																																																																																																																																																																												



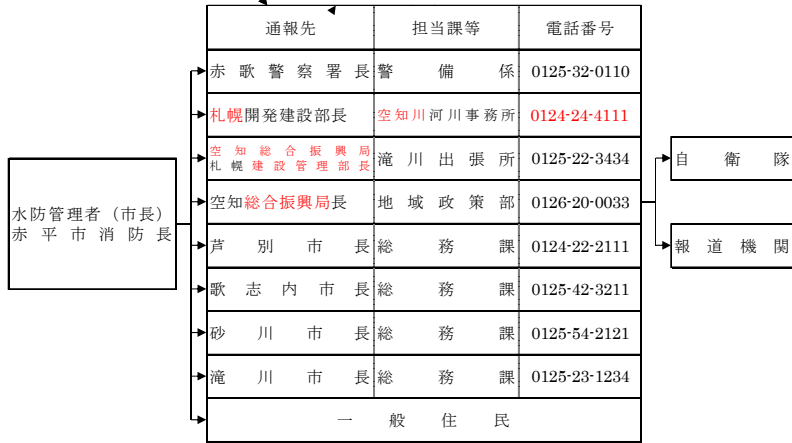
頁	変更	現行	変更理由
12	<p>別表第7（第5章第4節関係）</p> <p style="text-align: center;">水防工法</p>	<p>別表第7（第5章第4節関係）</p> <p style="text-align: center;">水防工法</p>	
13	<p>（3）表蓆（シート）張り          目的：川表法崩壊及び透水防止          作成法：崩壊面の大きさに応じ、蓆を9枚、12枚あるいは15枚を縄で縫い合わせ（シートを使用する場合は縫い合わせる作業はない。）横に90cm間隔に骨竹をあらか縫い付け、下端に重り土のうを取り付けこれを芯にして簧の子巻とし、上端から廻し縄を徐々にゆるめて垂れおろし、所々に小割竹（長さ45cm、幅2cm位）を折り曲げて針子縫いをし、煽りどめの重り土のうをのせて固定させる。</p>	<p>（3）表蓆（シート）張り          目的：川表法崩壊及び透水防止          作成法：崩壊面の大きさに応じ、蓆を9枚、12枚あるいは15枚を縄で縫い合わせ（シートを使用する場合は縫い合わせる作業はない。）横に90cm間隔に骨竹をあらか縫い付け、下端に重り土のうを取り付けこれを芯にして簧の子巻とし、天端から廻し縄を徐々にゆるめて垂れおろし、所々に小割竹（長さ45cm、幅2cm位）を折り曲げて針子縫いをし、煽りどめの重り土のうをのせて固定させる。</p>	<p>水防用語変更に伴う変更</p>

頁	変更	現行	変更理由																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
16	<p>別表第8（第5章第5節関係） 洪水時に情報伝達を行う災害時要援護者関連施設</p> <p><b>1 老人福祉施設</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名称</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> <th>FAX番号</th> <th>特記事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>軽費老人ホーム ケアハウスすいこう</td> <td>〒079-1273 赤平市百戸町西1丁目3番地</td> <td>0125-34-2735</td> <td>0125-34-2310</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特別養護老人ホーム 愛真ホーム</td> <td>〒079-1136 赤平市本町3丁目2番地</td> <td>0125-32-2884</td> <td>0125-34-2339</td> <td></td> </tr> <tr> <td>グループホーム のぞみの家 本館</td> <td>〒079-1151 赤平市宮下町3丁目1番地</td> <td>0125-32-2003</td> <td>0125-32-2000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>グループホーム のぞみの家 2号館</td> <td>〒079-1151 赤平市宮下町3丁目1番地</td> <td>0125-34-2233</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>グループホーム のぞみの家 3号館</td> <td>〒079-1151 赤平市宮下町3丁目1番地</td> <td>0125-32-7001</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>博寿苑</td> <td>〒079-1281 赤平市平岸新光町2丁目4番地</td> <td>0125-37-2001</td> <td>0125-38-8553</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地域包括支援センター</td> <td>〒079-1134 赤平市泉町4丁目1番地</td> <td>0125-32-0661</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>特別養護老人ホーム あかびらエルムハイツ</td> <td>〒079-1102 赤平市幌岡町47番地</td> <td>0125-32-0500</td> <td>0125-32-0600</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住宅型有料老人ホーム 笑和道夢</td> <td>〒079-1155 赤平市昭和町3丁目37番地3</td> <td>0125-32-0217</td> <td>0125-32-0218</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><b>2 身体障がい者更生援護施設</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名称</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> <th>FAX番号</th> <th>特記事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>光生舎エルム・ソーイング</td> <td>〒079-1135 赤平市錦町2丁目6番地</td> <td>0125-32-3221</td> <td>0125-32-5176</td> <td></td> </tr> <tr> <td>光生舎ライト・ブラザ</td> <td>〒079-1135 赤平市錦町2丁目6番地</td> <td>0125-32-3221</td> <td>0125-32-5176</td> <td></td> </tr> <tr> <td>光生舎クリナーズ</td> <td>〒079-1135 赤平市錦町3丁目5番地</td> <td>0125-32-3221</td> <td>0125-32-5176</td> <td></td> </tr> <tr> <td>光生舎ワークショップ</td> <td>〒079-1135 赤平市錦町3丁目5番地</td> <td>0125-32-3221</td> <td>0125-32-5176</td> <td></td> </tr> <tr> <td>光生舎フーレビラ</td> <td>〒079-1272 赤平市百戸町東4丁目13番地</td> <td>0125-32-3507</td> <td>0125-32-3508</td> <td></td> </tr> <tr> <td>光生舎メディック・エル</td> <td>〒079-1273 赤平市百戸町西1丁目2番地</td> <td>0125-34-2201</td> <td>0125-34-2205</td> <td></td> </tr> <tr> <td>身体障害者療護施設 光生舎虹の里</td> <td>〒079-1273 赤平市百戸町西2丁目2番地</td> <td>0125-34-2700</td> <td>0125-34-2600</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><b>3 児童福祉施設</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名称</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> <th>FAX番号</th> <th>特記事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>若葉保育所</td> <td>〒079-1262 赤平市茂尻新春日町2丁目1番地</td> <td>0125-32-2438</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>文京保育所</td> <td>〒079-1133 赤平市字豊里34番地</td> <td>0125-32-3387</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>赤平幼稚園</td> <td>〒079-1102 赤平市幌岡町113番地</td> <td>0125-32-2416</td> <td>0125-32-2516</td> <td></td> </tr> <tr> <td>赤平児童館</td> <td>〒079-1142 赤平市東大町3丁目4番地</td> <td>0125-32-3323</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>茂尻児童館</td> <td>〒079-1268 赤平市茂尻元町北2丁目36番地</td> <td>0125-32-5816</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>文京児童館</td> <td>〒079-1124 赤平市豊丘町2丁目1番地</td> <td>0125-32-4852</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>平岸児童センター</td> <td>〒079-1282 赤平市平岸仲町5丁目20番地</td> <td>0125-37-2519</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>豊里児童センター</td> <td>〒079-1153 赤平市豊栄町1丁目11番地</td> <td>0125-32-5334</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><b>4 市内医療機関等</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名称</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> <th>FAX番号</th> <th>特記事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市立赤平総合病院</td> <td>〒079-1136 赤平市本町3丁目2番地</td> <td>0125-32-3211</td> <td>0125-32-1141</td> <td></td> </tr> <tr> <td>社会医療法人 博友会 平岸病院</td> <td>〒079-1281 赤平市平岸新光町2丁目1番地</td> <td>0125-38-8331</td> <td>0125-38-8553</td> <td></td> </tr> <tr> <td>医療法人社団 赤川医院</td> <td>〒079-1136 赤平市本町2丁目3番地</td> <td>0125-32-2268</td> <td>0125-32-1145</td> <td></td> </tr> <tr> <td>佐々木内科クリニック</td> <td>〒079-1123 赤平市東文京町2丁目1番地</td> <td>0125-32-5516</td> <td>0125-32-5516</td> <td>空知川浸水想定 0.5m&lt;1.0m未満</td> </tr> <tr> <td>赤平ファミリー歯科クリニック</td> <td>〒079-1123 赤平市東文京町3丁目1番地</td> <td>0125-32-4884</td> <td></td> <td>空知川浸水想定 0.5m未満</td> </tr> <tr> <td>長谷川歯科医院</td> <td>〒079-1141 赤平市大町1丁目3番地</td> <td>0125-32-3043</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>医療法人社団 長谷川第一歯科</td> <td>〒079-1142 赤平市東大町2丁目2番地</td> <td>0125-32-2277</td> <td>0125-32-2277</td> <td></td> </tr> <tr> <td>神山歯科医院</td> <td>〒079-1135 赤平市錦町1丁目3番地</td> <td>0125-32-2575</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>もじり歯科クリニック</td> <td>〒079-1263 赤平市茂尻本町3丁目2番地</td> <td>0125-32-1181</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設名称	所在地	電話番号	FAX番号	特記事項	軽費老人ホーム ケアハウスすいこう	〒079-1273 赤平市百戸町西1丁目3番地	0125-34-2735	0125-34-2310		特別養護老人ホーム 愛真ホーム	〒079-1136 赤平市本町3丁目2番地	0125-32-2884	0125-34-2339		グループホーム のぞみの家 本館	〒079-1151 赤平市宮下町3丁目1番地	0125-32-2003	0125-32-2000		グループホーム のぞみの家 2号館	〒079-1151 赤平市宮下町3丁目1番地	0125-34-2233			グループホーム のぞみの家 3号館	〒079-1151 赤平市宮下町3丁目1番地	0125-32-7001			博寿苑	〒079-1281 赤平市平岸新光町2丁目4番地	0125-37-2001	0125-38-8553		地域包括支援センター	〒079-1134 赤平市泉町4丁目1番地	0125-32-0661			特別養護老人ホーム あかびらエルムハイツ	〒079-1102 赤平市幌岡町47番地	0125-32-0500	0125-32-0600		住宅型有料老人ホーム 笑和道夢	〒079-1155 赤平市昭和町3丁目37番地3	0125-32-0217	0125-32-0218		施設名称	所在地	電話番号	FAX番号	特記事項	光生舎エルム・ソーイング	〒079-1135 赤平市錦町2丁目6番地	0125-32-3221	0125-32-5176		光生舎ライト・ブラザ	〒079-1135 赤平市錦町2丁目6番地	0125-32-3221	0125-32-5176		光生舎クリナーズ	〒079-1135 赤平市錦町3丁目5番地	0125-32-3221	0125-32-5176		光生舎ワークショップ	〒079-1135 赤平市錦町3丁目5番地	0125-32-3221	0125-32-5176		光生舎フーレビラ	〒079-1272 赤平市百戸町東4丁目13番地	0125-32-3507	0125-32-3508		光生舎メディック・エル	〒079-1273 赤平市百戸町西1丁目2番地	0125-34-2201	0125-34-2205		身体障害者療護施設 光生舎虹の里	〒079-1273 赤平市百戸町西2丁目2番地	0125-34-2700	0125-34-2600		施設名称	所在地	電話番号	FAX番号	特記事項	若葉保育所	〒079-1262 赤平市茂尻新春日町2丁目1番地	0125-32-2438			文京保育所	〒079-1133 赤平市字豊里34番地	0125-32-3387			赤平幼稚園	〒079-1102 赤平市幌岡町113番地	0125-32-2416	0125-32-2516		赤平児童館	〒079-1142 赤平市東大町3丁目4番地	0125-32-3323			茂尻児童館	〒079-1268 赤平市茂尻元町北2丁目36番地	0125-32-5816			文京児童館	〒079-1124 赤平市豊丘町2丁目1番地	0125-32-4852			平岸児童センター	〒079-1282 赤平市平岸仲町5丁目20番地	0125-37-2519			豊里児童センター	〒079-1153 赤平市豊栄町1丁目11番地	0125-32-5334			施設名称	所在地	電話番号	FAX番号	特記事項	市立赤平総合病院	〒079-1136 赤平市本町3丁目2番地	0125-32-3211	0125-32-1141		社会医療法人 博友会 平岸病院	〒079-1281 赤平市平岸新光町2丁目1番地	0125-38-8331	0125-38-8553		医療法人社団 赤川医院	〒079-1136 赤平市本町2丁目3番地	0125-32-2268	0125-32-1145		佐々木内科クリニック	〒079-1123 赤平市東文京町2丁目1番地	0125-32-5516	0125-32-5516	空知川浸水想定 0.5m<1.0m未満	赤平ファミリー歯科クリニック	〒079-1123 赤平市東文京町3丁目1番地	0125-32-4884		空知川浸水想定 0.5m未満	長谷川歯科医院	〒079-1141 赤平市大町1丁目3番地	0125-32-3043			医療法人社団 長谷川第一歯科	〒079-1142 赤平市東大町2丁目2番地	0125-32-2277	0125-32-2277		神山歯科医院	〒079-1135 赤平市錦町1丁目3番地	0125-32-2575			もじり歯科クリニック	〒079-1263 赤平市茂尻本町3丁目2番地	0125-32-1181			<p>別表第8（第5章第5節関係） 洪水時に情報伝達を行う災害時要援護者関連施設</p> <p><b>1 老人福祉施設</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名称</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> <th>FAX番号</th> <th>特記事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>軽費老人ホーム ケアハウスすいこう</td> <td>〒079-1273 赤平市百戸町西1丁目3番地</td> <td>0125-34-2735</td> <td>0125-34-2310</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特別養護老人ホーム 愛真ホーム</td> <td>〒079-1136 赤平市本町3丁目2番地</td> <td>0125-32-2884</td> <td>0125-34-2339</td> <td></td> </tr> <tr> <td>グループホーム のぞみの家</td> <td>〒079-1151 赤平市宮下町3丁目1番地</td> <td>0125-32-2003</td> <td>0125-32-2000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>博寿苑</td> <td>〒079-1281 赤平市平岸新光町2丁目4番地</td> <td>0125-37-2001</td> <td>0125-38-8553</td> <td></td> </tr> <tr> <td>在宅介護支援センター</td> <td>〒079-1142 赤平市東大町3丁目4番地</td> <td>0125-32-0661</td> <td>0125-34-2366</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特別養護老人ホーム あかびらエルムハイツ</td> <td>〒079-1102 赤平市幌岡町47番地</td> <td>0125-32-0500</td> <td>0125-32-0600</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><b>2 身体障害者更生援護施設</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名称</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> <th>FAX番号</th> <th>特記事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>光生舎エルム・ソーイング</td> <td>〒079-1135 赤平市錦町2丁目6番地</td> <td>0125-32-3221</td> <td>0125-32-5176</td> <td></td> </tr> <tr> <td>光生舎ライト・ブラザ</td> <td>〒079-1135 赤平市錦町2丁目6番地</td> <td>0125-32-3221</td> <td>0125-32-5176</td> <td></td> </tr> <tr> <td>光生舎クリナーズ</td> <td>〒079-1135 赤平市錦町3丁目5番地</td> <td>0125-32-3221</td> <td>0125-32-5176</td> <td></td> </tr> <tr> <td>光生舎ワークショップ</td> <td>〒079-1135 赤平市錦町3丁目5番地</td> <td>0125-32-3221</td> <td>0125-32-5176</td> <td></td> </tr> <tr> <td>光生舎フーレビラ</td> <td>〒079-1272 赤平市百戸町東4丁目13番地</td> <td>0125-32-3507</td> <td>0125-32-3508</td> <td></td> </tr> <tr> <td>光生舎メディック・エル</td> <td>〒079-1273 赤平市百戸町西1丁目2番地</td> <td>0125-34-2201</td> <td>0125-34-2205</td> <td></td> </tr> <tr> <td>身体障害者療護施設 光生舎虹の里</td> <td>〒079-1273 赤平市百戸町西2丁目2番地</td> <td>0125-34-2700</td> <td>0125-34-2600</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><b>3 児童福祉施設</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名称</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> <th>FAX番号</th> <th>特記事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>若葉保育所</td> <td>〒079-1262 赤平市茂尻新春日町2丁目1番地</td> <td>0125-32-2438</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>文京保育所</td> <td>〒079-1133 赤平市字豊里34番地</td> <td>0125-32-3387</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>赤平幼稚園</td> <td>〒079-1102 赤平市幌岡町113番地</td> <td>0125-32-2416</td> <td>0125-32-2516</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><b>4 市内医療機関等</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名称</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> <th>FAX番号</th> <th>特記事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市立赤平総合病院</td> <td>〒079-1136 赤平市本町3丁目2番地</td> <td>0125-32-3211</td> <td>0125-32-1141</td> <td></td> </tr> <tr> <td>医療法人社団 博友会 平岸病院</td> <td>〒079-1281 赤平市平岸新光町2丁目1番地</td> <td>0125-38-8331</td> <td>0125-38-8553</td> <td></td> </tr> <tr> <td>医療法人社団 赤川医院</td> <td>〒079-1136 赤平市本町2丁目3番地</td> <td>0125-32-2268</td> <td>0125-32-1145</td> <td></td> </tr> <tr> <td>佐々木内科クリニック</td> <td>〒079-1123 赤平市東文京町2丁目1番地</td> <td>0125-32-5516</td> <td>0125-32-5516</td> <td>空知川浸水想定 0.5m&lt;1.0m未満</td> </tr> <tr> <td>ひまわり内科・循環器科クリニック</td> <td>〒079-1261 赤平市茂尻中央町南1丁目5番地</td> <td>0125-32-1131</td> <td>0125-32-1143</td> <td></td> </tr> <tr> <td>医療法人社団 博友会 平岸クリニック</td> <td>〒079-1281 赤平市平岸新光町1丁目1番地</td> <td>0125-38-8387</td> <td>0125-38-8387</td> <td></td> </tr> <tr> <td>赤平ファミリー歯科クリニック</td> <td>〒079-1123 赤平市東文京町3丁目1番地</td> <td>0125-32-4884</td> <td></td> <td>空知川浸水想定 0.5m未満</td> </tr> <tr> <td>長谷川歯科医院</td> <td>〒079-1141 赤平市大町1丁目3番地</td> <td>0125-32-3043</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>医療法人社団 長谷川第一歯科</td> <td>〒079-1142 赤平市東大町2丁目2番地</td> <td>0125-32-2277</td> <td>0125-32-2277</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設名称	所在地	電話番号	FAX番号	特記事項	軽費老人ホーム ケアハウスすいこう	〒079-1273 赤平市百戸町西1丁目3番地	0125-34-2735	0125-34-2310		特別養護老人ホーム 愛真ホーム	〒079-1136 赤平市本町3丁目2番地	0125-32-2884	0125-34-2339		グループホーム のぞみの家	〒079-1151 赤平市宮下町3丁目1番地	0125-32-2003	0125-32-2000		博寿苑	〒079-1281 赤平市平岸新光町2丁目4番地	0125-37-2001	0125-38-8553		在宅介護支援センター	〒079-1142 赤平市東大町3丁目4番地	0125-32-0661	0125-34-2366		特別養護老人ホーム あかびらエルムハイツ	〒079-1102 赤平市幌岡町47番地	0125-32-0500	0125-32-0600		施設名称	所在地	電話番号	FAX番号	特記事項	光生舎エルム・ソーイング	〒079-1135 赤平市錦町2丁目6番地	0125-32-3221	0125-32-5176		光生舎ライト・ブラザ	〒079-1135 赤平市錦町2丁目6番地	0125-32-3221	0125-32-5176		光生舎クリナーズ	〒079-1135 赤平市錦町3丁目5番地	0125-32-3221	0125-32-5176		光生舎ワークショップ	〒079-1135 赤平市錦町3丁目5番地	0125-32-3221	0125-32-5176		光生舎フーレビラ	〒079-1272 赤平市百戸町東4丁目13番地	0125-32-3507	0125-32-3508		光生舎メディック・エル	〒079-1273 赤平市百戸町西1丁目2番地	0125-34-2201	0125-34-2205		身体障害者療護施設 光生舎虹の里	〒079-1273 赤平市百戸町西2丁目2番地	0125-34-2700	0125-34-2600		施設名称	所在地	電話番号	FAX番号	特記事項	若葉保育所	〒079-1262 赤平市茂尻新春日町2丁目1番地	0125-32-2438			文京保育所	〒079-1133 赤平市字豊里34番地	0125-32-3387			赤平幼稚園	〒079-1102 赤平市幌岡町113番地	0125-32-2416	0125-32-2516		施設名称	所在地	電話番号	FAX番号	特記事項	市立赤平総合病院	〒079-1136 赤平市本町3丁目2番地	0125-32-3211	0125-32-1141		医療法人社団 博友会 平岸病院	〒079-1281 赤平市平岸新光町2丁目1番地	0125-38-8331	0125-38-8553		医療法人社団 赤川医院	〒079-1136 赤平市本町2丁目3番地	0125-32-2268	0125-32-1145		佐々木内科クリニック	〒079-1123 赤平市東文京町2丁目1番地	0125-32-5516	0125-32-5516	空知川浸水想定 0.5m<1.0m未満	ひまわり内科・循環器科クリニック	〒079-1261 赤平市茂尻中央町南1丁目5番地	0125-32-1131	0125-32-1143		医療法人社団 博友会 平岸クリニック	〒079-1281 赤平市平岸新光町1丁目1番地	0125-38-8387	0125-38-8387		赤平ファミリー歯科クリニック	〒079-1123 赤平市東文京町3丁目1番地	0125-32-4884		空知川浸水想定 0.5m未満	長谷川歯科医院	〒079-1141 赤平市大町1丁目3番地	0125-32-3043			医療法人社団 長谷川第一歯科	〒079-1142 赤平市東大町2丁目2番地	0125-32-2277	0125-32-2277		<p>災害時要援護者関連施設 連絡先の変更に伴う変更</p> <p>赤平市独自見直しによる 変更</p>
施設名称	所在地	電話番号	FAX番号	特記事項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
軽費老人ホーム ケアハウスすいこう	〒079-1273 赤平市百戸町西1丁目3番地	0125-34-2735	0125-34-2310																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
特別養護老人ホーム 愛真ホーム	〒079-1136 赤平市本町3丁目2番地	0125-32-2884	0125-34-2339																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
グループホーム のぞみの家 本館	〒079-1151 赤平市宮下町3丁目1番地	0125-32-2003	0125-32-2000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
グループホーム のぞみの家 2号館	〒079-1151 赤平市宮下町3丁目1番地	0125-34-2233																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
グループホーム のぞみの家 3号館	〒079-1151 赤平市宮下町3丁目1番地	0125-32-7001																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
博寿苑	〒079-1281 赤平市平岸新光町2丁目4番地	0125-37-2001	0125-38-8553																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
地域包括支援センター	〒079-1134 赤平市泉町4丁目1番地	0125-32-0661																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
特別養護老人ホーム あかびらエルムハイツ	〒079-1102 赤平市幌岡町47番地	0125-32-0500	0125-32-0600																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
住宅型有料老人ホーム 笑和道夢	〒079-1155 赤平市昭和町3丁目37番地3	0125-32-0217	0125-32-0218																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
施設名称	所在地	電話番号	FAX番号	特記事項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
光生舎エルム・ソーイング	〒079-1135 赤平市錦町2丁目6番地	0125-32-3221	0125-32-5176																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
光生舎ライト・ブラザ	〒079-1135 赤平市錦町2丁目6番地	0125-32-3221	0125-32-5176																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
光生舎クリナーズ	〒079-1135 赤平市錦町3丁目5番地	0125-32-3221	0125-32-5176																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
光生舎ワークショップ	〒079-1135 赤平市錦町3丁目5番地	0125-32-3221	0125-32-5176																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
光生舎フーレビラ	〒079-1272 赤平市百戸町東4丁目13番地	0125-32-3507	0125-32-3508																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
光生舎メディック・エル	〒079-1273 赤平市百戸町西1丁目2番地	0125-34-2201	0125-34-2205																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
身体障害者療護施設 光生舎虹の里	〒079-1273 赤平市百戸町西2丁目2番地	0125-34-2700	0125-34-2600																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
施設名称	所在地	電話番号	FAX番号	特記事項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
若葉保育所	〒079-1262 赤平市茂尻新春日町2丁目1番地	0125-32-2438																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
文京保育所	〒079-1133 赤平市字豊里34番地	0125-32-3387																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
赤平幼稚園	〒079-1102 赤平市幌岡町113番地	0125-32-2416	0125-32-2516																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
赤平児童館	〒079-1142 赤平市東大町3丁目4番地	0125-32-3323																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
茂尻児童館	〒079-1268 赤平市茂尻元町北2丁目36番地	0125-32-5816																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
文京児童館	〒079-1124 赤平市豊丘町2丁目1番地	0125-32-4852																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
平岸児童センター	〒079-1282 赤平市平岸仲町5丁目20番地	0125-37-2519																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
豊里児童センター	〒079-1153 赤平市豊栄町1丁目11番地	0125-32-5334																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
施設名称	所在地	電話番号	FAX番号	特記事項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
市立赤平総合病院	〒079-1136 赤平市本町3丁目2番地	0125-32-3211	0125-32-1141																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
社会医療法人 博友会 平岸病院	〒079-1281 赤平市平岸新光町2丁目1番地	0125-38-8331	0125-38-8553																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
医療法人社団 赤川医院	〒079-1136 赤平市本町2丁目3番地	0125-32-2268	0125-32-1145																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
佐々木内科クリニック	〒079-1123 赤平市東文京町2丁目1番地	0125-32-5516	0125-32-5516	空知川浸水想定 0.5m<1.0m未満																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
赤平ファミリー歯科クリニック	〒079-1123 赤平市東文京町3丁目1番地	0125-32-4884		空知川浸水想定 0.5m未満																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
長谷川歯科医院	〒079-1141 赤平市大町1丁目3番地	0125-32-3043																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
医療法人社団 長谷川第一歯科	〒079-1142 赤平市東大町2丁目2番地	0125-32-2277	0125-32-2277																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
神山歯科医院	〒079-1135 赤平市錦町1丁目3番地	0125-32-2575																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
もじり歯科クリニック	〒079-1263 赤平市茂尻本町3丁目2番地	0125-32-1181																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
施設名称	所在地	電話番号	FAX番号	特記事項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
軽費老人ホーム ケアハウスすいこう	〒079-1273 赤平市百戸町西1丁目3番地	0125-34-2735	0125-34-2310																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
特別養護老人ホーム 愛真ホーム	〒079-1136 赤平市本町3丁目2番地	0125-32-2884	0125-34-2339																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
グループホーム のぞみの家	〒079-1151 赤平市宮下町3丁目1番地	0125-32-2003	0125-32-2000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
博寿苑	〒079-1281 赤平市平岸新光町2丁目4番地	0125-37-2001	0125-38-8553																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
在宅介護支援センター	〒079-1142 赤平市東大町3丁目4番地	0125-32-0661	0125-34-2366																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
特別養護老人ホーム あかびらエルムハイツ	〒079-1102 赤平市幌岡町47番地	0125-32-0500	0125-32-0600																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
施設名称	所在地	電話番号	FAX番号	特記事項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
光生舎エルム・ソーイング	〒079-1135 赤平市錦町2丁目6番地	0125-32-3221	0125-32-5176																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
光生舎ライト・ブラザ	〒079-1135 赤平市錦町2丁目6番地	0125-32-3221	0125-32-5176																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
光生舎クリナーズ	〒079-1135 赤平市錦町3丁目5番地	0125-32-3221	0125-32-5176																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
光生舎ワークショップ	〒079-1135 赤平市錦町3丁目5番地	0125-32-3221	0125-32-5176																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
光生舎フーレビラ	〒079-1272 赤平市百戸町東4丁目13番地	0125-32-3507	0125-32-3508																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
光生舎メディック・エル	〒079-1273 赤平市百戸町西1丁目2番地	0125-34-2201	0125-34-2205																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
身体障害者療護施設 光生舎虹の里	〒079-1273 赤平市百戸町西2丁目2番地	0125-34-2700	0125-34-2600																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
施設名称	所在地	電話番号	FAX番号	特記事項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
若葉保育所	〒079-1262 赤平市茂尻新春日町2丁目1番地	0125-32-2438																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
文京保育所	〒079-1133 赤平市字豊里34番地	0125-32-3387																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
赤平幼稚園	〒079-1102 赤平市幌岡町113番地	0125-32-2416	0125-32-2516																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
施設名称	所在地	電話番号	FAX番号	特記事項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
市立赤平総合病院	〒079-1136 赤平市本町3丁目2番地	0125-32-3211	0125-32-1141																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
医療法人社団 博友会 平岸病院	〒079-1281 赤平市平岸新光町2丁目1番地	0125-38-8331	0125-38-8553																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
医療法人社団 赤川医院	〒079-1136 赤平市本町2丁目3番地	0125-32-2268	0125-32-1145																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
佐々木内科クリニック	〒079-1123 赤平市東文京町2丁目1番地	0125-32-5516	0125-32-5516	空知川浸水想定 0.5m<1.0m未満																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
ひまわり内科・循環器科クリニック	〒079-1261 赤平市茂尻中央町南1丁目5番地	0125-32-1131	0125-32-1143																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
医療法人社団 博友会 平岸クリニック	〒079-1281 赤平市平岸新光町1丁目1番地	0125-38-8387	0125-38-8387																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
赤平ファミリー歯科クリニック	〒079-1123 赤平市東文京町3丁目1番地	0125-32-4884		空知川浸水想定 0.5m未満																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
長谷川歯科医院	〒079-1141 赤平市大町1丁目3番地	0125-32-3043																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
医療法人社団 長谷川第一歯科	〒079-1142 赤平市東大町2丁目2番地	0125-32-2277	0125-32-2277																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										

17

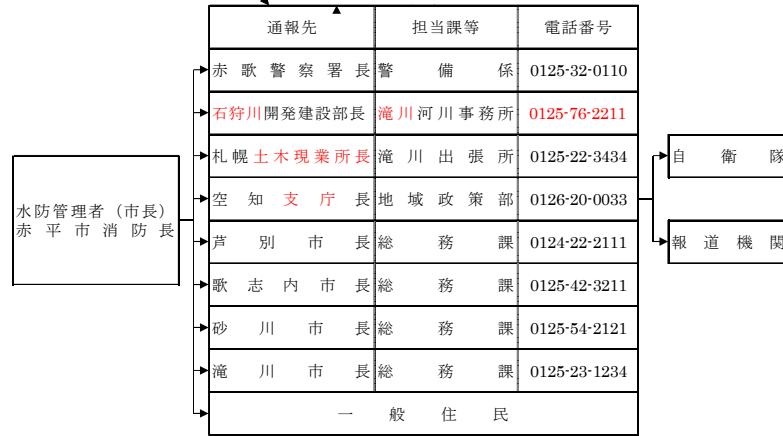
別表第9（第5章第6節関係）

決壊通報連絡系統



別表第9（第5章第6節関係）

決壊通報連絡系統



支庁制度改革及び組織改正による名称・連絡先の変更

17

別表第10（第5章第7節）

- 1 第1信号 はん濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの
- 2 第2信号 水防団員及び消防機関に属する者の全員が出勤すべきことを知らせるもの
- 3 第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出勤すべきことを知らせるもの
- 4 第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの
- 5 地震による堤防の漏水、沈下等の場合及び上記に準じて取り扱う。

	警鐘信号	サイレン信号
第1信号	● 休止 ● 休止 ● 休止 約 5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒	● 休止 ● 休止 ● 休止 ● 休止 約 5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒
第2信号	●●●● ●●●● 約 5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒	● 休止 ● 休止 ● 休止 ● 休止 約 5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒
第3信号	●●●●●● ●●●●●● 約 10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒	● 休止 ● 休止 ● 休止 ● 休止 約 10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒
第4信号	乱打	● 休止 ● 約 1分 5秒 1分

- 備考1 信号は、適宜の時間継続すること。  
 2 必要があれば、警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げない。  
 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

別表第10（第5章第7節）

水防信号

方法 区分	警鐘	サイレン	摘 要
警戒信号	● 休止 ● ● 休止 ● ● 休止 ● 約 5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒	● 休止 ● 休止 ● 休止 ● 5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒	はん濫注意水位に達した時及び 気象台から洪水警報の通知を受け たとき
出勤 第1信号	●●●●●● ●●●●●● ●●●●●● ●●●●●● ●●●●●● ●●●●●●	● 休止 ● 休止 ● 休止 ● 5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒	市及び消防機関に属する者全員 が出勤するとき
出勤 第2信号	●●●●●● ●●●●●● ●●●●●● ●●●●●● ●●●●●● ●●●●●●	● 休止 ● 休止 ● 休止 ● 10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒	市の区域内に居住する者が出勤 するとき
危険信号 退 避 立ち退き	乱 打	● 休止 ● 休止 ● 1分 5秒 1分 5秒	必要と認める区域内の居住者に 避難のため立ち退きを知らせるとき

- 備考1 信号は、適宜の時間継続すること。  
 2 必要があれば、警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げない。  
 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

H22 道計画修正による

様式第1号(第7章関係) 水防活動実施報告書

日 年 月 至 年 月

( 市町村名 )

区 分	水 防 活 動		使 用 資 材 費			左のうち主要資材35万円以上使用団体分			備 考
	団 体 数	活動延 入 員	主要資材	その他資材	計	団 体 数	使 用 資 材 費	計	
県(都道府)分	—	—	円	円	円	—			
市 分	—	—							
町 分	—	—							
村 分	—	—							
小 計	—	—	0	0	0	—			
県 計	—	—	0	0	0	—			
水防管理団体分									
市 分	( )								
町 分	( )								
村 分	( )								
小 計	0 ( )	0	0	0	0	—			
県 計	0 ( )	0	0	0	0	0	0	0	

(作成要領)

- 「前同比」欄は、前同報告分にかかる「累計」欄の数及び金額を記入すること。
- 「団体数」欄の( ) 書には、当該月内に水防活動を行った水防管理団体数を、その他の欄には水防管理団体の実数を記入すること。
- 「月分」欄は、当該期間の調査対象月数に応じ区分すること。ただし、水防活動を行わない月の欄は不要。
- 「主要資材」欄は、供、かます、布袋類、たたみ、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、くい、板類、鉄線、釘、かすがい、乾籠、置石及び土砂の使用額を記入すること。
- 「左のうち主要資材35万円以上使用団体分」の各欄の記入は、水防管理団体分の「累計」欄のみ記入すること。

様式新設

H22 道計画修正による